

第六章 戰後經濟破綻時代に於ける世界情勢及本邦通商政策

一九三八年 三三、四一五
一一、二八六

一二、四六六
八、四〇〇

一九三九年 三三、四一五
一一、二八六

一二、四六六
八、四〇〇

第二日 本 (単位百萬圓)

年 次	總輸出入額	總移出入額	外國貿易	地貿易額と植民地貿易
一九〇三年	總輸入額 三〇八 總輸出額 二七八	總移入額 一七〇 總移出額 二〇七	九四・八 九三・三	五・二 六・七
一九一三年	六九九	六〇二	一九五	一・九〇
一九二七年	二四八二 一九一三	二九八二 一九一三	六二三	八八・〇
一九二九年	二〇五〇 二〇五〇	二〇五〇 一九八〇	五二三	七八・九
一九三一年	七一三 七一三	七一三 八五〇	七四・二	二一・四
一九三七年	五七九 五七九	五七九 八五八	七七・八	二五・八
一九三八年	七〇〇 七〇〇	七〇〇 八五八	七〇・〇	三〇・〇
一九三九年	二四五〇 二四五〇	二四五〇 二二八四	七二・九	二七・一

備 考

一本表に於ける外國總輸出入額とは上記植民地の範圍に屬せざる諸國との輸出入額を云ふ。即ち佛國に付てはアルゼリヤ、チニス、

其の他海外領土を包含す。

- 一 一本表に於ける外國總輸出入額とは上記植民地の範圍に屬せざる諸國との輸出入額を云ふ。即ち佛國に付てはアルゼリヤ、チニス、
- 其の他海外領土を除外したる一般外國との輸出入額を示し、日本に付ては一般外國輸出入額中より關東州及滿洲國を、一九〇三年に於ては更に朝鮮をも除外せるものとす。
- 三 一九二七年中佛蘭西植民地中には印度支那、赤道アフリカ、西部アフリカ、アルゼリヤ、モロッコ、チュニスのみを包含す。

第三 日佛外國及植民地貿易發達比較表

國名	單位	一九一三年				一九二九年		一九三四年				一九三七年		一九三七年との比較	
		佛	百萬法	一三、一〇九	一六、九〇二	三四、一六一	一九、二〇四	一七、一二六	一〇五四%	一四五%	一四五%	一四五%	一四五%	一四五%	一四五%
日	百萬円	一、三〇一	二〇九	一、三〇一	一、二九五	三、九八四	六、〇五二	一、九〇一	一四九%	一五一%	一五一%	一七四%	一七四%	一七四%	一七四%

備 考 本表は第一及第二より作成す。第右欄は外國貿易額、第左欄は植民地貿易額とす。

第二節 倫敦國際通貨經濟會議の顛末

第一款 會議經過

一九二九年十月突如として紐育に起つた金融恐慌の波動は世界各國に波及し、次いで一九三一年五月壞地利のクレーデット・アンシュタルト破産によつて短期資金の國際的引揚げ運動を生じた。英國に付ては之に對抗し得ず同年九月十八日金本位を離脱して世界金融の王座より墜落、爾來倫敦を中心とする國際經濟の機構は破壊された。之に代るべき紐育は國際金融に對する未經驗と其の孤立主義との爲め用を爲さず、世界の經濟不況は益々深刻となつた。當時多

額の正金を保有せる日本も其の大勢に抗し難く政府當局の期待を裏切り十二月十三日金本位を離脱するに至つた。斯くて一九三二年の世界貿易は一九二九年に比し其の三割九分に減少し、世界石炭生産額は十三億三千萬噸より九億六千萬噸に減じ、鐵鋼生産額も一億一千萬噸より五千萬噸に激減した。依て世界列國は國際聯盟を中心として之が救濟に當らんことを企て一九三〇年の壽府に於ける關稅休日會議、一九三一年末東歐諸國間のソフィア會議、一九三二年同様諸國間のストレーザ(伊太利)會議等が行はれた。前者に於ては世界主要國間に關稅據置の協定に達せんとし、後者に於てはバルカン及東歐諸國方面に於ける農產物價格の崩落を防がんとする國際的努力が試みられたが差したる成果がなかつた。次いで日、英、佛、伊、白、獨の六ヶ國政府が招請者になり賠償問題に關係ある十八ヶ國參加の下にローザンヌ(瑞西)に於て一九三三年六月十六日より七月九日に亘り國際經濟不況回復を目的とする豫備的國際經濟會議が開催せられた。右ローザンヌ國際會議に於ては、其の決議(一乃至四)に於て對獨賠償問題並に中歐及東ヨーロッパの經濟回復に關する問題を議定せられ、(五)に於ては倫敦其の他適當の場所に於ては下記通貨經濟に關する世界的廣範圍の國際會議を開催すべきことを國際聯盟理事會に要請すべきを決した。尤も同國際通貨經濟會議に於ては政治問題及賠償問題は其の議題外に置くことを併せ決定した。

一 財政問題

通貨及び信用政策、爲替問題、物價の水準及資本の移動

二 經済問題

生産並に通商狀態の改善を圖り特に次の事項に留意するものとす。

關稅政策並に貿易の禁止、制限、割當其の他貿易の障礙及生産者協定

本會議は殊に通貨制度を確固たる基礎の上に再建する必要を認め、之に依つて爲替管理の諸政策を廢棄し、通貨

移動に關する障碍を除去すると共に更に國際貿易の回復を企圖することを最緊要事なりと思惟す。

右ローザンヌ會議の要請により國際聯盟理事會は一九三二年七月十五日の會合に於て本問題を審議したる結果、右理事會内に國際通貨經濟會議組織委員會を設くることゝし、右組織委員會は前記ローザンヌ會議に於て構成せられる専門家準備委員會と協同の下に一九三二年十月三十一日より十一月九日に亘りジュネーブに於て和蘭中央銀行總裁トリップ氏議長の下に會議を開催、右國際通貨經濟會議に付せらるべき議題に對し其の審議を便ならしむる目的を以て「通貨經濟會議註釋付議題」なる報告書を作成するところあつた。尙其後一九三二年九月二十六日開催の國際聯盟第十三回總會に於ては、右國際通貨經濟會議開催に對し熱心なる贊意を表することを決議したるが、其の際佛蘭西代表ジエロー氏より現國際經濟不況の爲め三千萬の多きに上る失業者が全世界に瀰漫し居る旨、又右失業者の存在の爲め約三千億瑞西フランの購買力が喪失せられ居ることを説明し、同時に右失業者救濟の爲めには公共事業建設を最も適當とするに付右建設計畫を來るべき國際會議の議題と爲すべきことを提倡した。右國際聯盟總會の國際通貨經濟會議の開催に贊意を表せる同十月十二日の決議は左の通りである。

「總會は、一 恐慌に依つて齎らされた現下の緊急問題の解決は貿易及び金融の分野に於ける總ての國の有效且つ速急なる協力にのみ在りと信じ、
　　一 來るべき通貨經濟會議は國際貿易を癒瘉せしめる凡ゆる種類の障碍を出來得る限り速かに除去すべき一切の實際的手段を探求すべく、且つ貨幣安定及び信用回復に必要な調整を容易ならしむべきことがその最も緊急なる事業なりと思惟し、
　　三 會議に參加すべき總ての政府に對し、その及ぶ限り今日の困難解決に力を與へ、且つ正常なる状勢に回復せしむる唯一の手段たる經濟上の國際的理據に必要な讓歩の必要に就き輿論の啓發に努むべきこと

とを強調し、

四 通貨經濟會議並に一九三二年四月三十日國際勞働會議に基き會議準備を行はんとする當局者並にストレーナー會議の結果に對し注意を喚起するものである。」

更に本國際通貨經濟會議をして成功せしむる爲めには米國の參加を得ること最も緊要なりとせられたりしが、米國民主黨新大統領ルーズベルト氏は一九三三年三月四日世界恐慌の最中に就任すると同時に、世界恐慌克復に關する前記國際聯盟等の要望に答へんが爲め四月六日附を以て、先づ英國首相マクドナルド氏に招請狀を發し、右倫敦に開催せらるべき國際經濟會議に先ち意見の交換を行ひたき旨を申送り、次いで日、佛、獨、伊、支那、アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ、カナダの十一ヶ國に對し同様の招請狀を發した。之が爲め英國マクドナルド首相は専門家を帶同ルーズベルト大統領と會見の爲め米國に渡米して豫備的會商を爲し、佛蘭西よりエリオ氏、獨逸よりシヤハト氏、伊太利よりユング藏相等も亦華府に赴くところあつた。斯くして愈々四月二十九日より六月十二日を以て倫敦に於て國際通貨經濟會議を開催することに決定した。而して米國政府は同會議の成功を容易にする爲め右開會と同時に曩々に一九三〇年の壽府會議に於て充分目的を達せざりし關稅休日協定を實施すべきことを提議した。即ち(1)同會議參加列國は關稅休日案施行中關稅、爲替制限、輸入割當を含む不當廉賣禁止等の制度に新變更を加へざること、(2)右關稅休日案の期間に關しては國際通貨經濟會議に於て成立すべき協定が參加各國の批准を經るに至る迄之を繼續するを希望する旨を提議した。右米國の提議に對し同國際會議組織委員會を構成する日、英、獨、白、米、佛、伊及諸威の代表者は右提議の精神を承認すると同時に聊か其の内容を軟らげ六月十二日迄及國際通貨經濟會議繼續中現在國際通商を阻害しつゝある諸種の困難を增加せしむるが如き如何なる新しき措置をも執らざることを相互間に約することゝし更に進んで本會議に參加する一切の他の政府に對し同様の約束を爲さんことを切に要請すること及本決

議に參加せる一切の政府は同會議に對する一ヶ月の豫告を以て一九三三年七月三十一日以後何時なりとも本約束より脱退するの權利を保有することの決議案を採擇するに至つた。

斯くて愈々一九三三年六月十二日を期し倫敦に於て歴史上未會有なる大規模の國際會議開催せらるべきなり總數六十七ヶ國の代表者之に參加したが、其の中四十七ヶ國は前記關稅休日案の提議に參加し、之が爲め少くとも世界貿易の約九十%が暫時安定することとなつた。而して日本は同會議を重視し樞密顧問官石井子爵、日銀副總裁深井英五氏及松平駐英大使を全權委員として、又門野重九郎氏等を顧問として參列せしむるに至つた。

倫敦通貨經濟會議はマクドナルド首相を議長として、白耳義代表イーマンス氏を副議長とし、アルゼンチン、カナダ、支那、チエツコ・スロヴァキア、佛蘭西、獨逸、ハンガリー、伊太利、日本、メキシコ、和蘭、スペイン、スエーデン、英國、米國、ソヴェット聯邦の十六ヶ國代表者を以て幹部會を組織したが、先づ六月十六日の第一回總會に於て前記専門家準備委員會に於て定めたる會議議題註釋を議題として採擇し、之が審議の爲め二個の委員會を設くること、而して第一委員會は之を通貨財政委員會とし（委員長米國代表コックス大藏長官）更に之を二分科會に分ち第一分科會に於ては財政復興の即時對策を考慮する爲め信用政策、物價水準、通貨變動の制限、爲替管理、負債及國際貸出の回復に付議すべく、第二分科會に於ては國際通貨本位の再建に對する恒久的措置を考慮する爲め中央銀行の職能、其の中央銀行政策の協調、貨幣準備及金銀の諸問題を討議すべく、又第二委員會は之を經濟委員會とし（委員長和蘭代表コライン首相）同委員會に於ては(1)通商政策、正常なる貿易狀態の復歸、貿易制限及外國爲替管理の漸進的撤廢、最惠國條款制度を復歸緩和する條約の締結、(2)生産及販賣の調整、小麥其の他食料品（砂糖、葡萄酒、珈琲等）、原料品（石炭、木材等）並に工業協定問題等、(3)關稅率及輸出入禁止制限以外の方法による國際貿易に影響する措置（間接保護主義の項目の下に論ぜられたる諸手段即ち原產地標記、並に動物及植物病疫問題等）、(4)直接及間接補助金

(特に船舶の補助金)、(ii)公共事業に付議論することとした。

同會議開頭英國皇帝親臨、同會議の重要性を高唱せらるゝと共に各國代表に對し歓迎の意を表せらるゝの勅語があつた。次いでマクドナルド英國首相は議長として本會議に六十七ヶ國の政府が招請せられ、而も其の内十ヶ國は米國、ソ聯、獨逸等の非聯盟國を包含せる點に於て特に注目すべく、斯くの如く大組織の會議は世界歷史上未だ曾つて見ざることとなることを説明し、今や世界の經濟政策は此の數年間不況に悩み、工場は閉鎖せられ、失業者は増加し、國民の生活程度は低下し、破産は頻發し、財政は均衡を得ず、世界人類生活の繁榮に寄與すべき國際通商の額は徐々に衰退し、物資の生産增加するも却つて國民所得は益々減少、失業者増大すると言ふが如き變態を見るに至りたるが故に、之を救濟することが刻下の急務である。一九二九年以來國際物價甚しく下落したりしが爲め世界の債務國は之が返済に困窮を極むるに至つた。一九三二年に於ける原料品の生産額は一九二九年に比較し三〇%に下落し、國民所得は四〇%乃至五〇%に減少した。關稅引上、種々の輸入禁止制限、割當、爲替管理等は激化し、一九三二年に於ける世界貿易量は一九二九年に比し四分の三以下に減少し、價額は半減以下となつた。又國際貸借決済の具たる爲替相場は最早之が決済の尺度として使用すること能はざるに至つた等の國際經濟情勢を説明すると共に政治問題、戰債問題は本會議議題外たることに付注意を與へた。

右議長の演説に次ぎ各國代表は其の匡救策の所見を述べた。右の中佛蘭西代表ダラディエ首相は、世界の一方に於て三千萬人の失業者が職なきに苦しむに對し、世界の他方に於ては莫大なる小麥、珈琲、其の他の生産物のストックが焼き捨てられるとしてゐる。之が爲め世界に於ける生産及貿易の減退は三百五十億金弗即ち世界に現存する金の總量の三倍以上の損失を爲して居る。殊に世界人口の三分の二を占むる農業と原料品の生産とに從事する人民は、此の數ヶ月間に於て食料品及原料品の價格は二分の一乃至三分の二も下落せるが爲め工業品に對する購買力を殆ど失ひ、

之が爲め工業品生産國も亦甚しき不況に苦しむに至つた。之を回復するの途は列國が直ちに通貨戰爭を休止して金融安定の根本的保證を取戻すことである等の事情を述べ今日の如く建築家が伸縮自在の物指を使はなければならぬ時代に於ては世界經濟の再建は到底困難なりと結論した。

伊太利代表ユング藏相も亦物品價格の引上、通貨の安定、通商障礙の除去の三つを世界經濟回復に對する最大急務となし、獨逸代表と共に議題外なる戰債問題も亦世界經濟回復に多大の關係ありと述べた。

南阿聯邦代表スマツツ將軍(法相)より自分はヴエルサイユ條約に調印したる時、其の實行不可能に付懸念を述べたるが、當時は嘲笑を以て迎へられたるに拘らず不幸にして之が事實となりたることを遺憾とす。米國は當初他國と合流して世界經濟回復に乗出したるも、後に他國と合流することを逡巡するに至つた。同國も今や之が爲め工業及金融恐慌に襲はれ、其の全經濟機構は根柢より動搖するに至つたと述べ、米國の本會議に對する參加を歡迎した。

日本代表石井子爵は本會議に於ては通貨信用政策、關稅引下、世界通商障碍の除去又は緩和に關する諸問題は特に最も眞摯なる注意を要するものであり、物價水準引上問題も亦慎重に考慮せざるべきことに付左の如き意見を述べた。

通貨信用問題の題下に於ては必然的に金本位制回復問題が極めて重大視さるべきものとなつてゐる。日本は究極に於ける右の實現に好都合なる狀態を齎らすことに協力することを衷心希望するものである。斯かる事業は必然的に國內的にも國際的にも廣範囲にして且つ完全なる準備手段を必要とするものであると共に、個々の國に於ける經濟的財政的情勢に特殊の考慮が拂はねばならぬ。これは恒久的性質の條件の下に考慮るべき方策の一であるが、不當に急ぐ事は危険である。何故なれば萬一再びこれが失敗に歸することあらんか、その結果たるや蓋し最も恐るべきものがある故である。日本政府は更に金本位制への最終的復歸に至る中間的處置として爲替の變動を避く

べき適宜の方策を考慮する用意を有するものである。日本政府は又刻下の情勢に於ては低金利の自由融資策が國際的に且つ一定程度まで追究さるべきであるとの見解に同意するものである。又自國と銀使用國との貿易關係に鑑み、日本は銀問題の適宜な解決案に對し適宜の考慮を拂ふであらう。日本政府は通商障礙の除去乃至緩和を特に重要視するものであり、會議の直接的結果として關稅障壁を低減し、かつ外國貿易に對する現在の諸制限を合理的限度迄撤去するため明確且つ效果的取極めが達成されんことを衷心より要望する。日本代表部は上述諸根本問題の解決を見る迄の暫行的處置として一定期間關稅休日を制定し乃至通商障碍の不擴大を取極めることの重要なことに全然同一意見であり、この點につき全幅の協力を惜まぬ。然して經濟的不況の顯著なる特徴は國家間の通商關係に於ける外國品に對する差別的待遇增加の傾向であり、然して經濟的發展は均等の基礎に基づき世界諸商品の自由交換に依存すること大なるが故に、過去に於て世界貿易の活動に寄與する所頗る多かりし最惠國條款の無制限通用を行ふことが最も望ましい所である。

次いで獨逸代表ノイラート外相は、今次の世界經濟不況の原因は純然たる經濟的のものと云ふべからず、政治的問題及賠償問題も亦世界經濟回復の爲め之を再審議すること必要なりとの意見を述べた。

英國代表チエンバレン藏相は、前記獨逸代表の提議に對し賠償及戰債の最終的解決は本會議の範圍外であるが故に、右は他の方法により之を解決することが必要である。英國としては本會議に於て爲替管理の撤廢、國際貸借の再開を含む財政的領域に於ける改善、市場に關する生産者の協定、輸出入の禁止其の他の通商障碍の撤廢、不當高率關稅の低下等を審議することを最も必要なりと思ふ。殊に英國は爲替安定が國際貿易上最も重要なことを認むるに付世界の主要通貨間に大體の安定を確保する爲め國際基金を設くることの必要を確信す。一國が爲替制限を撤廢する爲めには充分なる金準備の餘剰を有する債權國よりの援助を受け得る方法を考究することが最も望ましいのである。債

務國は其の生産したるものを輸出し以て其の元利の支拂に充つることが出來なくては、到底國際物價の回復も貿易數量の増加も之を恒久的ならしむこと困難である。又高率なる關稅を低下するの措置は列國が同時に採る必要がある。關稅の保護は如何なる場合に於ても、能率的な國內生産者を外國生産者と競爭する地位に置くに必要なる程度を超ゆるべからざるものである等を説明し、以て間接に本會議の目的を達するには、米國に於て其の自恣的な金融及通商政策に對し根本的變改を加へることの必要あることを強調した。

右に對し米國代表ハル國務長官は、故ざと通貨金融問題には餘り觸れず、大戰後行はれた經濟的國家經濟主義は高率關稅、割當、輸出入禁止、爲替制限、通貨下落等の方法で現れしたこと、又國際貿易は各國に採り甚だ重要にして其の國內生産額に對しラテン・アメリカ諸國は通常三〇%より八五%、英國は二五%、獨逸、カナダ、オーストリアは三〇%、ニュージーランドは四〇%、日本四五%より六〇%を賣らざるべからざるに、是等諸國間國際貿易は五百億弗より百五十億弗に減少せることを説明し、之が回復の爲めには國際通商自由を回復すること、即ち關稅を引下げ、爲替制限を除去し、爲替及通貨を安定せしめ、國際的財政信用と貿易の機構とが改善せらるゝことが必要である。而して右は一國の力を以てしては其の目的を達することを得ない。從て會議參加國全體が關稅休日に直に加入することが必要である。又會議は恒久的國際通貨本位の問題及本位貨として金、銀兩金屬の適當なる機能を決定するの必要ありと述べた。即ち米國代表は通商障害の撤廢を主として論及し、右通商障害の因て來る所の米國等への金偏在の匡正、爲替安定の爲めにする基金の設定等に關する各國中央銀行間の協定及各國通貨比率の決定等に對する英國の提議に付ては言及することを避けた。蓋しルーズベルト大統領は其の就任と同時に米國議會の要望を容れ、弗引下げを實行せんとの意向を有し右弗引下決議案は當時米國議會に繫屬中なりし關係もあつた爲めである。之に反し關稅据置等の問題に付ては、米國は既に共和黨執政時代一九三〇年六月高率なるスマート・ホーリー關稅法を成立せしめ、今

回の民主黨執政と同時に、米國政府は關稅引下げの意向を有し居たるが故に、前記關稅休日等の提議を容易になし得たる事情があつたのである。尤も同會議に國際聯盟事務局より配布せられたる資料に付て見るも、一九三二年九月二十一日に於ける世界主要列國の生産指數を一九三一年九月十八日即ち英國が金本位の離脱を爲したる日の夫に比較するに後者を一〇〇として英國は一〇六に上昇せるに對し、米國は九〇・五（佛蘭西は八九・七、獨逸は八七・一）に下落して居り、又一九二八年を一〇〇とする工業生産一般指數に於て、一九三三年七月英國は八九・二であるに對し、米國は五二・三（獨逸は五四・五、佛蘭西は七二・四、日本は一〇〇・三、ソ聯は一七三・四）である。然るに卸賣物價指數を見るに、一九二九年平均一〇〇とせるものが、一九三二年八月に於て英國は六七に對し、米國は六八（獨逸は七〇、佛蘭西は六六、日本は七一）を示して居る。依て英國側より見れば、一九二九年を基準とし英美共物價下落率略々同一なるが故に、米國に於ては此上弗引下げにより物價吊上げを爲すの必要なきを主張し得る次第なるも、米國側より見れば英國の磅貨引下げ後其の生産指數上昇するに至りたるが故に、米國も亦弗引下げにより英國同様生産指數を昂上せしむる必要ありと主張し得るのである。併しながら若し米國に於て磅同様弗引下げを敢行する場合に於ては世界經濟は茲に一層悪化せざるを得ざるは會議參加國全部が承認せるところである。彼等はハル國務長官が其の撤廢を主張する通商障礙の如きは弗引下げ後却つて之を激化するに至るべきは當然のことと信じて居たのである。依て英國としては倫敦經濟會議開催國として其の成功を收むるの點より言ふも米國以外の參加國全部と共に弗引下げに對し米國政府の再考を求める事を欲し、若し米國政府にして之を不可能とする場合にはせめて右弗引下げ後に處すべき對策に付き英米佛等主要列國中央銀行間に爲替率の安定及國際準備基金の設定等に對し何等かの協定等に於ては世界經濟安定上適當なるは左記世界主要國中央銀行金保有高表に見るも明かなるも、遂に米國の容るゝところとならず倫敦通貨經濟會議の決裂と同時に各國間の國

際的協力による努力に代るるに各國は各其の政治經濟的勢力下に於てプロック的協力を爲すの外なきに至り茲に世界經濟は破局に暮進するに至つたのである。

第九表 世界主要國中央銀行金保有高表

國名	一九一三年	一九二一年	一九二九年	一九三一年	一九三九年
米國	一、九二四	三、六五七	四〇四五	一〇、五〇六	
英國	一七〇	六七四	五八三	一〇二四	
法國	六七九	一、〇八七	一、六三一	一、八四九	
獨逸	二八七	二五一	三、二五七	二〇九	
西班牙	六九	二六八	五六〇	一七	
芬蘭	七一	五五	一八〇	四一五	
牙利	一三〇	四九三	一六三	三六一	
義大利	三三六	四〇四	四九五	四〇七	
日本	一八七	一、〇三七	三七三	三〇七	
アルゼンチン	二八四	三八八	五四二	二一二	
其他諸國	四、一二八	八、二八四	四〇五	二四八	
計	一〇、二二八	九、〇〇六	一〇、〇七七	八五	
世界合計(ソ聯を除く)	一〇、二五一	一二四五	九七	二七五	
備考		一、五六六	一、八〇九	一、六一八	
一 本統計は國際聯盟統計を基礎とし作成す。					
二 一位は百萬舊米弗とす。					
三 一九三九年統計中米、英、佛中には平衡基金を加算す。					
四 一九三九年分各國統計は十二月末、其他諸國分及合計は六月末調査とす。					

第十表 世界主要國金產額表

國名	一九一三年	一九二一年	一九二九年	一九三一年	一九三八年
英國	一三五、〇四八	七五、三三四	六九、〇三八	八〇、〇七〇	一六〇、八二九
美國	四三六、四九八	三五二、一九七	四三八、五五九	五二二、六六〇	七九一、二五四
法國	九、七九三	一一一、四三	三、五八六	七、二六五	一〇、五〇四
德國	五九二	一三〇	一八一	六九	二五〇
俄羅斯	五、八〇四	三、三一九	二、四二五	一四、七二〇	二、三七三
土耳其	一、三七九	二、〇四	五、三七五	八、七六二	一四、七二〇
西班牙	一	一	一	一	一
日本	二六	一〇六	五八	三八五	一
中國	一二、一五五	一一一、三三一	一六、四三七	二二三、〇一三	二七、七五一
聯合國	三九、八八五	一、三四三	二五、〇〇〇	三八、〇〇〇	一八六、〇〇〇
阿尔ゼンチン	四	一一三	一五五	一一〇	一一〇
智利	六四一、一八四	四四九、一五五	五六一、六九六	六八二、四七四	一、一九五、二三六
其他諸國	一二八、四八〇	四九、七四八	三三、九〇四	五一、〇二六	一三五、七六四
世界合計	七六九、六六四	四九八、九〇三	五七九、六〇〇	六九五、五〇〇	一、一四五、〇〇〇

備考

一 本表は國際聯盟統計により各國欄に於ては其の所屬自治領、植民地分を合算す。

二 単位はキログラムとす。

三 舊米弗は純金量一・五〇四六五六グラムなるが故に、一キログラムの純金は舊米弗六六四・四四とす。從て一九二九年に於ける世界總產額は三八五百萬舊米弗とす。

四 一九二九年、一九三二年及一九三八年ソ聯產額は最低推定額とし、世界總額中に加算せざ。

最後にソ聯代表リトヴィノフ外務人民委員長は、此の機會を利用し共産經濟の效能を自畫自讀し、ソ聯に於ては生産過剩や、賣物とならぬストックの集積、失業者、貯銀引下、對外債務及破產の増加等の如き資本主義諸國に在るが如き徵候は見ることを得ない。殆ど總ての國に於ては就業者數は恐しき迄減少してゐるが、ソ聯に於ては過去四ヶ年間に就業者數は千百六十萬人より二千二百八十萬人に増加してゐる。又他の世界列國の工業生產高は一九三二年に於て一九二八年の夫に比し三三%迄低落せるに對し、ソ聯に於ては同期に二一九%の増加を示して居る。之はソ聯第一次五ヶ年計畫の恩恵大なるが爲めである。又ソ聯の斯くの如き自國の經濟發展に拘らず、其のソ聯代表をして曩に歐洲聯合調查委員會（一九三〇年九月二十三日壽府開催）に於て經濟的不侵略條約の締結を提案し、各列國は其の相互間に於て總て國が經濟的戰爭の原因となるべき一切の立法又は行政措置を同時に停止することを求めるが容れられなかつた。依て本會議に於て再び之を提案し、以て關稅休日の提議を補足せんことを求むるを發言せるもソ聯代表が主張の基礎とせる一九二八年はソ聯に於て生産の最も下降せる年度に對し他の國に於ては其の最も繁榮せる年度なるが如き理論上の缺點もあるに付固より何れの國の代表よりも一顧せられず、右ソ聯の提言せる經濟不可侵略條約案は同國の國營貿易に對し他の列國が差別的待遇を爲し居るを緩和せしめんとのマヌーヴィアードに過ぎぬものと思はれた。尙支那代表は本會議に於て經濟的財政的諸問題は軍縮及安全の問題と不可分の關係にあり、從て本會議が成功しても軍縮及安全保障の問題に付解決を得ざれば世界の安定なきを述べたるが、右は表面獨逸委員の説に共鳴すると共に、内容は日本の支那に對する滿洲事件等による軍事的壓迫を訴へたるものである。

斯くて通貨經濟會議の本會議に於ては英、佛代表等の説を尊重し、物價の引下、通貨の安定、通商障礙撤廢の三問題に關する論議を重大視すべきことに決し委員會に入ることとなつた。而して第二委員會たる經濟委員會に於ては其の審議を満足に進捗せしめ得たるも、通貨財政委員會問題を管掌する第一委員會に於ては米國委員の非妥協的

態度の爲め行詰りとなつた。即ち其の第一分科會に於ては七月二十日負債問題に付決議案を満場一致を以て決議し、第二分科會に於ては銀問題を取扱ふものと、金本位の機能に關する技術的貨幣問題を扱ふものとの二小委員會に分れ、前者に於ては米國上院議員ピットマン氏を、後者に於ては英國代表キーンペック氏を委員長とした。而して右第一委員會に於ける兩分科會に於ては先づ六月二十日乃至七月二十日の會議に於て左記の如き諸決議を爲したるが、米國代表は右第二分科會決議中中央銀行通貨政策に關するものに付異議を唱へ、米國聯邦準備銀行は其の國內政策と矛盾せざる限り他國の中央銀行と此種問題に付適當の機會に協議することは欣然認むるも、今日之を附議するは時機尙早なりと言明した。依て英佛等の代表に採り本通貨經濟會議を此上繼續するも其の目的を達するを得ざること明白となりたるが故に、遂に米國委員の提議により各國代表は本分科會に於て審議せるところを本國に持ち歸り考慮したる上改めて再會すべしとの意見を提出し、一時解散するに至つた。

第二款 國際通貨經濟會議分科會に於て採擇された決議

一 通貨財政委員會

1 第一分科會（財政復興の即時對策）

負 債 問 題

一 對外債務の履行は、多數國の國際收支に於ける負債中、程度の差こそあれ、重要な一項目をなしてをり、これは債務國が必要な資源を獲得し得た時に始めて確實たらしめるを得るものである。現在茲に將來に於いてかゝる資源を如何に容易に獲得し得るかは一に經濟活動並にクレデットの回復に懸つて存する。これは商品並に勞務の移動の正常なる自由への復歸に依つて助長せらるべき、又特に、債權國は、この目的に協力すべきである。これは亦、債トの回復に當つては、關係諸國間に協定された改訂のない場合には契約が尊重さるべきは實に必要缺く可からざることである。

三 協定が必要なりと認められた場合には凡ゆる關係國に依つて信認の維持を確保するための注意が拂はれねばならぬ。從つてかゝる協定は、それらが不可避的のものであり、債務、債權兩國間に直接締結されるものであり、且つ債務國の支拂能力に基礎を置いた場合にのみ限定さるべきである。國債に關しては、債務國に依る經濟並に財政復興計畫の採用とその實際適用とを同時に許すが如き性質の協定を締結することが債權國自身の利益である。

四 短期並に長期貸付を含む外國貸付に關し、各關係國內に債權者の各部類を代表すべき機關を設くべきこと、並に右機關は相互に接觸を圖り以つてその事業を容易ならしむることが望ましい。茲に本委員會は、右諸國政府が、かかる機關の存在せざる場合には、この種機關の創設及び機關相互間の接觸を奨励すべきことを勧告する。而して右は政府の見解に於いて措置が有效に行ひ得られるとする時期及び方法を以つてすべきである。

五 政府間債務の問題は全然本會會議審議の分野外に在る。

議題に於けるその他問題の審議は解決を要する主要問題の輪廓以上には進まなかつた。

2 第二分科會（國際通貨本位再建に對する恒久策）

議 題

中央銀行の職能

諸中央銀行政策の協調

貨幣準備

- (一) 國際貨幣分野の安定が可及的速かに確保さるべきことは凡ゆる關係國の利益たること。
- (二) 時期及び比率は各國について決定さるべきも、交換價値の國際用具として金が再確立さるべきこと。

銀問題

- (一) 主要銀生産國と最大銀保有國並に使用國との間に、銀價格の變動を緩和するため協定を成立せしむべきこと、及び右の協定に參與せざるその他諸國は銀市場に影響を與ふることあるべき措置を差控ふべきこと。
- (二) 本會議參加政府は、千分の八百なる含有比率以下に各自國銀鑄貨の品質を低下せしむることあるべき新たな立法的措置を差し控ふべきこと。

- (三) 諸政府は豫算並に自國の地方的事情の許す限り、低價値の紙幣を銀貨と取換ふべきこと。

- (四) 本決議の規定は總て以下の除外例及び限界の下になされるものたること。

かかる規定の要件は、パラグラフ(一)に勧告せる協定が一九三四年四月一日迄に效力を發生せざる場合は、同日に於いて消滅するものとす、又如何なる場合にも一九三八年一月一日以後に延長されないであらう。

諸政府は、自國銀鑄貨の名目價値若くは平價價値以上に、其鑄貨含有銀の地金價格が騰貴せる理由に依つて、その銀鑄貨の逃避若くは破毀を防ぐため、自國の銀鑄貨に關し必要と考へらるゝ如何なる措置をも執ることが出来る。

貨幣準備並に中央銀行の協力

一 今日の狀況の下では、貨幣用金は國內流通のため必要とされるに非ずして、中央銀行負債に對する準備として、及び主として、外國勘定の不均衡より生ずる對外支拂需要に應するために必要とされてゐる。従つて金貨若くは金券を國內流通裡に入れるは望ましくないこと。

將來の金本位の運用を改善するために大なる伸縮性が中央銀行法定準備規定に與へらるべきこと、例へば、比例金準備制が二五%を超える最低率を適用されるならば、充分と考へられる。その他の制度が適用されてゐる處では適當な手段に依つて右と同様な伸縮性が與へらるべきである。然しながらかる變更が、紙幣及びクレデットの更に大なる上層機構を不當に築上げる口實としてなされではならぬ。換言せば、との決議の效果は、中央銀行の自由準備を増大し、且これに依りその地位を鞏固たらしむべきものでなければならぬ。

二 本會議は、國際金本位の完全なる運用に必要な機關を備ふるために、適正なる通貨並に信用政策の遂行に必要な權能と自由とを有する獨立中央銀行が、現今適當なる中央銀行機關を有せざる發達せる諸國內に創設さるべきことが必要であると考へる。

三 本會議は、中央銀行間の緊密且つ不斷の協力の價値大なることに關する從前の諸會議の聲明を再確認する。國際決済銀行は、接觸の増進を計るは云ふを俟たず、亦共同的措置の仲介機關として益々重要な役割を演すべきである。

四 小委員會は、若干農業國中央銀行の、國內特殊經濟事情への適應を確實たらしめんとするルーマニア代表の提案並にこれについての討議中表明せられたる諸意見を了知した。小委員會は、各國に於ける地方的事情が、この問題に採用さるべき解決を大部分は決定するものであると考へ、若し諸國にして技術的性質を帶びるこれら問題に關し

助言を欲するならば、かゝる問題の助言について特殊資格を有する國際諸機關に依つて適當な考慮が與へられるであらうと建議してゐる。

中央銀行通貨政策

小委員會は中央銀行通貨政策の一般的原則に關する聲明を承認する。

(一) 金本位の正當なる機能は、第一に、自國國際收支の根本的均衡を維持すべく各中央銀行に依り建てられる政策の採用を必要とする。故にかゝる均衡の缺如を反映する金移動は中央銀行政策を決定するに當つて不可缺要因をなすものである。

(二) 金移動はそれが一層恒久的な性質を有するものと考へらるゝ限り、金喪失國並に金流入國雙方にこれが及ぼすべき影響を原則として阻止すべきではなし。

(三) 關係諸國への自由なる金の流出入を許す一方、中央銀行は自國通貨に表示されたる公定價格を以て金を購入し、及びその通貨に表示されたる公定價格を以て金を賣却するの用意を常に有すべきであり、少くとも賣却に於いては爲替相場が金現送點に達したる時になるべきである。

(四) 中央銀行はその準備に對してなさるべき需要に關し自國市場より充分なる情報を入手すべきである。

(五) (一)に於て、記述せる如く金本位の正常なる機能は、各自國國際收支の根本的均衡を維持するため各中央銀行の建つる政策の適用を第一に必要とするが故に、自國金本位の運用を統制する各中央銀行の自由行動は侵害されることがあつてはならぬ。然しながら中央銀行はその國內的任務に加ふるに國際的任務をも亦果さねばならぬことを認識るべきである。諸中央銀行の目標は國際金本位の充分なる運用に寄與するため諸中心に於て遂行さるゝ政策を協調せしむるにある。

かゝる政策の遂行に依つて中央銀行は事業活動に於ける變動を、従つて金の購買力の不當なる變動を減殺するため、その權能内に於いて活動するであらう。

且つ又中央銀行は、國內的事情の許す限り、一般事業活動状況の不當なる變動傾向にその信用統制策を適應せしめるやう努力すべきである。恒久的維持が明白に不可能なる如き性質の一般事業活動の膨脹は、中央銀行をして、自國國內事情に注意を拂ひつゝ、採用するを至當と考へらるゝ信用政策に、信用制限の偏向を取り入れしむるであらう他方、世界的の一般事業活動に於ける不當なる減退は、中央銀行をして緩漫的偏向を取り入れしむるであらう。

(六) 一般事業活動の發展傾向を顯示する資料につき、解釋及び政策に一致を齋さんが爲めに、その状勢に應じて各自の裁斷を以つて行動すると共に、各中央銀行の意見が相異なる場合に於ては、諸中央銀行は絶えず相互に協議すべきである。國際決済銀行は、對立する意見を調和せしめんとする中央銀行の措置に對し、又合同協議に對して缺く可からざる仲介者となるものである。この機關は本覺書に表明されたる原則の實現のために常に及ぶ限り利用るべきである。又それは、金本位運用の原則の適用について絶えず審議し、及び經驗に依つて明かに望ましとするゝ修正について研究すべきであらう。

小委員會は本會期中、註釋付議題の金爲替本位、その他の金節約方法及び貨幣準備の配分を扱ふ項目に關してはその報告書を完備するを得なかつた。

金爲替本位に關しては、小委員會は國際決済銀行が可及的速かにこの問題の研究に着手すること、及び特にこの制度が從來顯示せる若干の缺陷を如何なる程度まで避け得るかを調査することを勧告してゐる。

二 經濟委員會

1 第一分科會（通商政策）

（ペルギー、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リツニア、ペルシア、ポーランド及びソヴィエット代表部の意見を考慮に入れた修正文）

會議幹部會に依つて第一分科會起草委員會に委嘱せられた事業は次の如くであつた。

「本分科會に於て現在までに行はれたる凡済る審議の裨益を失はざらんが爲め、幹部會は本分科會の起草委員會を任命し、以つて審議中に表明せられたる異なる思想及び見解を包含する報告書を作成せしめんことを提案する。斯かる書類は審議再開に當つて價値ある基礎をなすであらう。」

右の文言に従ひ起草委員會は次の如き報告書を作成した。

審議事項

（イ）商品交易に對する量的制限の廢止及び緩和、並びに正常交易の漸進的回復

（ロ）關稅政策及び最惠國條款

（一）商品交易に關する量的制限

分科會は本問題審議の基礎として準備せられたる貿易の正常狀態への復歸に關する協定草案の研究を開始した。然しながらこの關稅軍縮を實施する最善の方法に關しては意見の一一致を見なかつた。

過重關稅率引下げの緊要なることは全會一致承認された。然しながらこの關稅軍縮を實施する最善の方法に關しては意見の一一致を見なかつた。

口 最惠國條款

委員會に於ては一般に、最惠國條款が總ての自由通商政策の基調をなし、二國間條約の方法に依る關稅率の一般的且つ實質的引下げは該條款が無制限なる場合にのみ可能であり、又この方法は商議を繰返し再開せしむることを避くるものであるとの諸點を強調しつゝ、無條件且つ無制限的形式に於ける——通例認められたる例外はその儘とし——該條款の維持を支持する意見が行はれた。

然し乍ら或る代表部は從來全會一致承認せられ來つた除外例の外に更に新たなる例外を加ふべきことに對し強い意嚮を表明した。蓋しこれは次の如き論據に基けるものである。即ち、正常狀態に在つては無條件且つ無制限的最惠國條款は貿易に對し不可缺なる最小限度の保障を確保し、而して專斷的且つ差別的待遇を阻止するものではあるが、然し餘りに嚴格に主張される時は、目下吾人の當面しつゝある如き恐慌及び困難の時期に在つては、それ本來の目的を阻害するに至るからである。

これ等除外例の性質に關しては、意見の相違が極めて甚しかつたが、次の如き勸告がなされた。

經濟障壁低下に對し全ての諸國の公開されたる集合的條約に對する除外例

農產物に對する除外例

或る諸國間の歴史的紐帶より生ずる國際聯盟理事會の贊意を條件とする協定に對する除外例

或る種の制度を承認し、且つ自國民の爲めに或る程度の生活水準を維持すべきことを約せる諸國のみに關する協定に對する除外例

ストレーザに於て企圖された諸協定及び國際聯盟提唱の下に締結せられた地方的並に集合的協定に對する除外例
互惠及び平衡待遇を基礎とする除外例

更に又債務國をして商品を以つてその債務を履行せしめ得る爲めの債權國及び債務國間の特別なる一時的協定の可
能性に就いても、審議を行ふべきことが勧告された。

然し分科會は上記の諸除外例の提案に關する各國代表部の見解を確める時間を有たなかつた。

2 第二分科會

(諸生産品に就いての生産及び販賣の調整)

一 酪 製 品	二 砂 糖	三 葡 萄 酒	四 珍 排
五 コ コ ア	六 木 材	七 石 炭	八 銅
九 錫			

一 酪 製 品

分科會採擇の決議

會議は

農業經濟並びに世界經濟に於ける酪製品の生産及び輸出の重要性を考慮し、
本生産部門の極度に重大なる事態を思ひ、

上記の理由に基き、數ヶ國代表部が生産並びに販賣の調整に依りベターその他の酪製品輸出國間の競争を緩和せん
が爲め、遲滞なく「國際酪製品協議會」(International Dairy Council)を組織すべしことが右諸國政府にとり必
要なることを考慮し、

研究を行はんことを要請し、

各國に對し會議の次回會合に於て問題を確定的に解決せんが爲め、本件に關し入手し得たる凡ゆる資料を九月十日
迄に國際聯盟事務局に送付し、且つ特に「國際酪製品協議會」の組織に關する各國の意見を通告せんことを要請す。

11 砂 糖

分科會採擇の決議

砂糖小委員會は、國際砂糖協議會に依り提出せられたる各方面の砂糖輸出入業者と右協議會の間に現在まで行はれた
た商議の結果を了知せる後、右報告に關し同協議會に謝意を表し、且つこれ等の結果は砂糖生産及び販賣に關する一
般協定締結の審議を可能ならしむるであらうとの意見を表明する。

小委員會は會議幹部會に對し國際砂糖協議會と接觸を保ち、特に現在の處未だ態度を明かにして居らぬ諸國よりの
回答を能く限り速かに入手し得る様、關係諸國との商議の繼續に必要なる措置を執るべきことを要請する。
有效と思考せらるゝ場合は幹部會は一般協定締結の爲め關係諸國との間に更に會合を招集するであらう。

三 葡 萄 酒

分科會採擇の決議

一部の委員は、國際葡萄酒事務局覺書中に收められたる勸告及び決議、特に葡萄酒に對する過重關稅、國內稅の引
下げ、葡萄酒國際貿易に對する障礙の撤廢、葡萄酒生產に對するクレデット便益の擴大、原產地名の保護及び葡萄酒酒

中の餘剰水分蒸溜等に關する決議を能ふ限り速かに實行すべきことを主張した。

分科會は現下の状勢に於ては、これが活動範囲を、即時實現し得る手段のみに限るべきことが本質的に重要なことに同意した。

分科會は葡萄栽培諸國が、全世界の葡萄酒及び葡萄の消費を奨励する爲めには、先づ第一に生産諸國に於て國內消費を増大し、次いで從來殆んど葡萄酒を消費せざるか又極めて少量消費せる諸國に對しては、特に葡萄酒及び葡萄の滋養上及び醫療上の價値を示し、回々教諸國に於ける生葡萄及び乾葡萄、葡萄酒汁、シロップ、葡萄糖及び葡萄液消費を助成することに依り、又特にアフリカ及びアジアに新市場を開拓することに依り宣傳事業を組織化せんと目論見つゝあることを興味深く了承した。これ等手段は民間事業にも適應さるものであるから、葡萄栽培者及び販賣者はこの目的の爲め必要な努力を講ずべきことを求められた。

分科會は又斯かる目的の爲め葡萄栽培諸國に於て政府の措置、特にこれ等の國に於いて諸種の國內葡萄酒宣傳委員會を創設することに依り努力の講ぜられたることを興味を以つて了知した。

同様にデザート用葡萄の消費増大も考慮され、各國に葡萄センター若しくは葡萄貯藏所を創設するのみならず、年々秋には國際葡萄祭を催すべきことが提唱された。

他の手段は政府の發議を要する事柄である。即ち世界全體の葡萄園の過度なる擴張を阻止するには各國がこれをなすべきである。世界の葡萄園は二十世紀の初期以來六十萬ヘクタール、又生産は一九〇九年度のものよりは三千二百万ヘクタリットル夫々増大した。

總ての諸國は各自の國境内に於て、その國內葡萄園の不當に擴張せられた程度、及び葡萄栽培地域の擴大が危險なる割合とまではならざる地方に於て現在まで得た富を考慮して、必要とする凡ゆる措置を執るべきことを要請された。右の目的の爲め諸政府は自國の法律中に國內の葡萄園の面積及び葡萄酒及び葡萄の年次收穫高を示す官廳統計を作成すべき方法を包含し、又最後に生産者に對し各自の收穫に就いての公け且つ義務的なる報告書提出方を要求すべきこととなつた。

分科會は、葡萄酒釀造業者をして葡萄酒を改良せしめ又これが保存方法を確實ならしむる效果的手段として、葡萄栽培上の協力を助長する爲めには、個々の國の政府が力を盡すべきであるとの意見であつた。

更に又、個々の葡萄栽培國が葡萄樹を選択し並びに葡萄酒中のアルコール含有量の最小限度を高むることに依つて、製產葡萄酒の品質を改良する爲めの措置を執るべきことが勧告された。

三

最後に、國際葡萄事務局覺書中の或る決議はロンドン會議に參加せる諸政府に依り受諾され得べきものであるから、これに關しては速かに具體的效力を與ふべきことを分科會は特に強調したいのである。

イ 葡萄酒分析の結果の統一的報告

分科會は葡萄酒の粗造及び品質を示す爲めに用ひらるべき方法の決定に對する完全且つ決定的な條文を合同的に作成する爲め、各關係國より二名宛の權威ある葡萄酒化學者を代表せしむる國際委員會の招集されんことを勸告する。

ロ 葡萄酒保護國際條約

分科會は國際條約が締結され、これに依つて關係諸國が葡萄酒問題に於ける不正手段に對する共同的にして且つ效果的な措置を確保する目的の爲め、未だ國內法規を補足せざる諸國に對しこれを行ふべきことを勧告する。

斯かる法規は特に次の諸點を取扱るべきである。(一)葡萄酒の混合並びに偽造銘柄使用の禁止、(二)甘味付の取締、(三)收穫の義務的申告、(四)法律の規定せる諸條件を具備すべき葡萄酒の生産、流通、販賣及び貿易の監督、(五)斯かる取締違犯の際執らるべき手段。

ヘ 葡萄酒の構成並びに葡萄酒指數組織に對する年次調査の機關に關する國際條約

分科會は關係諸政府が左の諸點を實行すべき國際條約の締結を勧告する。即ち

(一) 生⁺であるが組成の異常なる葡萄酒の生産者に對し、信憑すべき記録を表示し彼等の誠意ある旨を示す手段を與へ、以つて不當なる起訴をせられざる様保護すること。

(二) 能ふ限り完全なる分析的記録を作成し、これを以つて不正手段抑壓に從事する化學者及び研究所に對しその結論に當つて信すべき基礎を提供し、他方全國葡萄酒醸造業者に對しても貴重なる材料となすべきものとす。

二 關稅品目に關する國際條約

分科會は、國際聯盟經濟委員會任命に係る専門家委員會の作成せる關稅品目統一案を受理せるロンドン會議に參加せる諸國に對し、葡萄酒に關する品目の審議を促進せんことを委嘱する。

四 珙

分科會採擇の決議

通貨經濟會議珈琲小委員會は珈琲生産及び販賣の調整に關するブラジル代表部提出の提案を審議し、又

- (イ) 珞琲は國際貿易に對し極めて大なる重要性を有する一商品なりと思惟し、
- (ロ) 更に珈琲の世界ストック及び價格水準の現狀に依つて示されたる如く、近年珈琲は消費に對し遙かに生産超過なりと思考し、

珈琲は、これが生産及び販賣に關し採擇せられたる決議 (document Conf. M. E./C.E.33) に從ひ、國際的共同行動の希望及び實施を更に考慮すべき一商品なりとの見解を有する。

従つて斯かる目的を以つて、輸出國が現下の諸制限並びに凡ゆる通商障壁の除去若しくは緩和に依つて、珈琲消費を助長する爲めの便益を得んが爲め、輸入諸國に接近する可能性及び實際的方法を考究すると同時に、輸出諸國自體の生産及び供給を統制すべき可能性及び實際的方法をも併せて研究すべきことを勧告する。

會議の現狀に於て本問題の審議を續行するの不可能なるに鑑み、將來の審議の基礎を備へん爲めに、珈琲輸出諸國による珈琲の生産及び販賣の調整、又は何等かの國際團體組織に關する提案又は提議は、他の輸出諸國間に配布され、これ等諸國が審議を行ふ爲め、通貨經濟會議事務總長に提出さるべきことを提案する。

五 ココアア

分科會採擇の決議

小委員會は、現下のココア生産及び消費並びに各種品質の現有ストックを考慮に入れ、會議の短期間の會期中に行ひ得ざりしココア市況に關する研究の適宜に行はるべきことを希望する。

從つて小委員會は、主要ココア生産諸國に對し本問題を研究し、ココア原料品の國際貿易組織の研究をなす權威ある専門家會合招集に關する意見及び提案を能ふ限り速かに經濟會議事務總長宛に提出すべきことを要請する。

小委員會は更に又關係諸國に對し、在ローマ萬國農事協會の協賛を得てココア樹の病疫驅除方法研究に必要な措置を執るべきことを要請する。

六 木 材

分科會採擇の決議

木材委員會は、

木材市場に於ける需要供給の均衡維持の重要なことを認め、

木材市況改善を目的とする國際的協力の助長を希望し、

會議に出席せる各國代表部に依り本件に關し發表せられたる宣言を了承し、

主要木材輸出國間に於けるグループの結成に依つて、又グループ間の協定に依り協力を齎らした努力は今後續行さるべく、更に凡ゆる關係者を考慮に入れたる輸入國の協定に依つてこれを補足すべきであるとの見解を有し、

軟材、挽材及び削板輸出に對する斯かる協定に關し自下進行中の商議を了承し、

小委員會の審議を一九三三年十月初まで延期し、以つて各國に斯かる協定作成並びに締結の可能性を研究せしめ、

この間國際木材委員會 (International Timber Committee) を通じ必要なる統計資料を蒐集するに決した。

小委員會は更に個々の國が國際聯盟及び萬國農事協會の協力の下に木材の生産及び國際貿易に關する合理的なる統

計を作成すべきであると思考する。

七 石 炭

分科會採擇の決議

世界經濟に對する石炭問題の重要性に鑑み、會議は、

(一) 主要生産國に對し、締結さるべき協定は必要に應じて輸入國の協定に依つて補足さるべきものなりとの了解の下に國際的基礎の上に石炭生産を組織化するに努むべきことを要請し、

(二) 國際聯盟の專門機關に對し、上記の努力を注視し、且つ凡ゆる關係利益、特に輸入國並びに消費國の利益の保護を確保すべきことを依頼する。この目的の爲め、國際聯盟經濟委員會に依り石炭問題研究を委嘱せられた小委員會は再び會合を開くことがあるであらう。

(三) 更に上記(一)及び(二)に言及せる結果が六ヶ月の期限内に達成せられぬ場合には、主要生産國及び消費國の會議を開催し、如何なる措置を執るべきかに就き研究を行はしめんことを國際聯盟理事會に要請する。

八 銅

分科會の採擇せる決議

米國代表部は國際協定に依る銅の生産並びに販賣調整に對する計畫に關する研究の望ましきことに就き注意を喚起した。銅は六月十九日のフランス代表部提案中に言及せられた生產品目中に含まれて居る(document Conf. M. E. / C. E. 8)。銅の生産及び販賣調整計畫に關する將來の審議の基礎を準備する爲め、更に豫備的研究が必要である。從つて銅生産國政府は一九三三年九月十五日迄に、協定締結が可能なるか、又便宜なるかを審議する爲め、適當なる場合を招集する目的を以つて、銅生産の組織化及び銅の國際貿易に關する意見及び提案を通貨經濟會議事務總長に對し

て提出すべきことが提案された。

九 錫

分科會の採擇せる報告

一 小委員會は錫の管理に對する現行國際計畫を審議し、現在相當量の錫を生産し、而して未だ本計畫に參與せざる諸國がこれに參加すべきことを提案した。審議に於ては右計畫に對して何等内容に亘つての批評も行はれず、これが修正に對しても何等提案なく、又これに代はるべき管理方法も提案されなかつた。

二 小委員會は現行管理方法は確固たる基礎の上に建てられたものであつて、右は會議に依り生産及び消費の調整計畫の作成の際に適用さるべきものとして承認せられたる原則と一致し、二ヶ年以上に亘る期間圓滑に實施せられ、且つその主要目的達成に際し大體成功せるものであると思考する。

三 審議中、本計畫運用の責任を執れる——調印諸政府の管轄の下に——國際錫委員會議長は、右計畫が一貫して消費諸國の利益に留意せるものなることを強調した。錫價格の不當吊上げは錫委員會の政策でもなく、且つこれに代表を出す諸政府の政策でもなかつた。右計畫は價格の統制又は管理を行はんとするものではないが、但し需要に対する生産調整に依り、又合法的な餘剰ストックの縮減に對する合法的規程を設くことに依つての間接的統制はこの限りでない。然しながら國際委員會は價格の不當高騰を阻止する爲めに用ひ得べき二個の有力なる手段を有してゐる。第一は國際錫委員會と密接に關聯して活動し、七月一日現在二萬噸（約四萬七千噸の全現有供給量に比較して）の錫ストックを有する國際錫プールである。

錫は量及び價格に於てはスライディング・スケールの下にこのプールより市場に出されるのである。このスケールは調印諸政府の承認の下に決定せられたものであつて、プールとこれ等諸政府間の協定なくしては變更すること

が出來ない。本スケールに依り定められた數量はそれに應じての價格水準を以つて市場に出すことが義務とされてゐる。

第二の手段は、國際委員會の有する調印諸政府の同意の下に必要に應じ生産割當を増大する權能である。従つて委員會は、或る特定期間の適宜なる生産割當に關する委員會の勸告を、全然生産消費の均衡並びにストックより出した量に基いて作成するものと了解してゐた。割當増加が既述の考慮に依つて正當とされない場合でも、若し國際委員會が望ましからざる價格高騰を抑制するに必要なりと思惟する場合は、割當の増加を勸告する用意を有するであらうと小委員會は了解する。小委員會は、プールが整理され、従つてその後割當を調整する力を失つてしまふ迄はこのプールよりの市場放出は消費者の利益を保護するに適當な機構を備へてゐると云ふ議論の力強きことを了解した。

小委員會は國際委員會議長の行つた聲明に依り、右委員會が價格の不當吊上げを行はしむることを好まざることを充分認知し、調印諸政府も亦この點に同意せることに満足の意を表する。更に又狀勢の許す限り生産割當を増加するは生産諸國の利益である。

四 ボリヴィア、ニジエリア、蘭領東印度、シアム及マレー聯邦の參加せる現行管理制度は一九三三年末に期限到来し、如何なる場合にも一九三四年八月上旬を以つて終了するが、大體に於て現行制度と同一なる新規の三ヶ年協定の締結に對する審議が目下行はれつゝある。

五 斯かる協定を實現し得るか否かを決定すべき最も大なる要因の一は、現行協定に參加せざる錫生産諸國の態度であらう。小委員會は國際錫委員會の發表せる次の如き意見に依り感銘を受けた。即ち（一）管理計畫實施に依る凡ゆる便益の爲め、總ての生産國は右計畫に合同することが衡平なること、並びに（二）本計畫の中止は現在の狀勢では

極めて由々しき困難を伴ひ、且つ錫工業の災害となるべきものであるとの意見であるが、錫工業の潜在的生産能力は現在に於て近年の消費率を大略倍加してゐる。凡ゆる錫生産諸國は、消費が現在の潜在的生産に接近するまで管理計畫を繼續すべきことに就き重大なる利益を持つてゐる。これ等の諸國の右計畫に對する參加は、新規の三ヶ年間協定締結を確保する爲めに必要である。更に又錫價格に於ける最近の高騰が目下管理を受けざる地域の錫生産を助長せしめんとする效果あるに鑑み、新規協定が假令締結せられても、世界生産推定額の三五%以上を占むる非管理地域の生産が増大する爲め廢棄せらるゝが如き可能性あるを以つて、これを阻止する爲めには凡ての國が本計畫に參加することが必要である。今後達成せらるべき新規協定中には斯かる意味の條款を挿入すべきことに了解が成立してゐる。管理を受けざる生産が右の制限に達した場合は如何なる政府もこの計畫を廢棄し得、又他の調印國も直ちにこれに倣ひ得るのである。

六 上記の考察に鑑み、小委員會は現在錫金屬を相當量生産し、且つ目下の處管理計畫に參與せざる總ての國に對して、出來得べくんば各國の特殊状勢に適當なる考慮を拂つて決定せられた均一率割當を基礎として、右計畫に參加すべき爲め、國際錫委員會との商議の開始を依頼すべきであるとの意見を有してゐる。小委員會は又これ等の商議中に於ては、左の如き廣義の一般的指導原理を忘るべからざることを提案してゐる。

(イ) 最初の均一率決定に當つては、通例一九三二年中の生産水準を商議の基礎とすべきである。然しながら特殊状勢に依つては斯かる率も不公平なるべきことが認められてゐるのであつて、例へば近年生産が着實に増加せる場合、生産が極く最近着手せられた場合、又は最近設備が完備した爲め、生産高に實質的増加が齎らるべき場合等是である。斯かる場合に於ては均一率は商議に依り決定せらるべき點まで、増大されねばならぬであらう。

(ロ) 管理計畫の調印諸國間に協定さるべき割當増加に合理的に對應すべく、時折本來の均一率を増大すべき規程

を定むべきである。

(ハ) 本來の均一率に對する斯かる増加を統制する基礎として、各國に對し標準噸數が定められねばならぬ。右噸數の決定は明かに商議に依るべき問題であらう。この標準噸數は通例過去十ヶ年間に於ける例年の生産の最大限を超えるべきことが提案されたが、然し上記(イ)に言及せる如き場合に於てはこの條件は不當で、これを超ゆる標準噸數を採用すべきことが是認されてゐる。

(ニ) 最初の均一率が定められた場合は、右の率の標準噸數に對する割合が調印諸國の割當の同國標準噸數に對する割合と同一になるまで、これを變更すべからざることを提案する。從つて調印國の割當が増加するに伴ひ、参加國に對する率は標準噸數に比例して調印諸國の率と同様増大するのである。

七 小委員會は上記三に述べたる審議を容易ならしむる爲め、南ア聯邦、オーストラリア、ベルギー、英國、支那、フランス、印度、日本、メキシコ及びボルトガル政府に對し國際錫委員會又は同委員會議長と商議を行ふ資格を有する代表者を各一名宛任命し、以つて適當なる均一率、標準噸數及び調印諸國の割當増加に對應して最初の均一率を變更すべき方法を決定せしむべきことを勧告する。

八 小委員會は本件に關し速かる措置を執るべきことの重要性を強調するものである。締結の成功如何に依つて凡ての錫生産國の工業の將來が本質的に左右せらるゝ新規三ヶ年管理協定に關する商議は、調印諸國が目下本計畫に參與し居らざる諸政府より支持を得べき手段を認知して初めて完成するものである。他方現在は何等かの新規協定を今年末までに締結すべき状勢にある。從つて問題は緊急である。小委員會は各代表部が各自の政府に關する限りに於て速かかる決定を可能ならしむる爲め、凡ゆる努力を盡されんことを期待するものである。

3 第三分科會（關稅及び禁止以外の諸手段）

- (I) 間接保護主義一般
 - (II) 家畜病疫問題
 - (III) 植物病疫問題
 - (IV) 原產地標記

(I) 間接保護主義一般

分科會は會議の採擇を得る爲め左の如き決議を提出する。

會議が間接保護主義より生ずる不斷の困難を克服する最良手段と思惟したる衡平待遇、及び友誼的協力の原則の一
般適用に鑑み、

分科會は、會議に參加せる諸政府が、將來締結さるべき條約若くは現行條約中に斯かる措置が適切と思惟せられた
る場合、左の如き意味の一條款を挿入するの望ましきことに就き考慮すべきことを提案する。

「若し現條約締結後、締約國の一方が右條約の規定侵害とはならざるも、相手國に依り該條約の目的を無効たらし
め又はこれを侵害すべきものと思惟せらるゝ如き手段を探る場合は、後者のなせる提案の審議、又は後者の提訴の
友誼的解決を目的とする商議を前者は拒絶するを得ず。」

右に規定せられた義務が、關稅率又は現行條約中の他の部分に於て特定的に解決せられたる問題に適用されるべきこと
に就いては了解が必要である。

二

上記の規程適用を容易ならしむる爲め、分科會は更に、會議が稅關手續簡捷に關する一九二三年十一月三日の條約

の第四乃至第六條中に含まれたる規程を厳格に遵守するの必要に就き、右條約國の注意を喚起し、且つ右條約に參加
し居らざる諸國に對し、後に掲載せる如きこれ等規程に含まるゝ原則に従ふべきことを要請せんことを勧告する。

三

最後に分科會は間接保護主義、特に稅關手續問題 (document Conf. M. E./C. E. 2 參照) に關する或種の問題
に就いては、國際聯盟經濟委員會の事業が、本問題に關し適當なる時期に特別會議を開催するに充分なる程度に進
捲し居るものと思考する。

追 加

一九二三年十一月三日ジユネイヴに於て締結せられたる稅關手續簡捷に關する國際條約第四乃至第六條正文

第四條

締約國は從來公表せられざりし關稅及び同様形式並びに右に關する凡ての修正に就いての規定を、關係者に熟知せ
しめ、且つ關係者の不案内なる稅關手續の適用より惹起さるゝことあるべき不利を避け得るが如き方法を以て即時公
表すべし。

締約國は斯かる規程が關係國の官報又は他の適當なる公式又は私的の發表機關を通じ公表せらるゝまでは、如何な
る稅關規則も實施し得ざることに同意す。

豫め公表する義務は、稅率及び輸出入禁止制限に影響を及ぼす凡ゆる問題にも及ぶべきものとす。
但し、豫告が同國の本質的に重要な利益を阻害する虞ある如き例外的な場合に於ては、本條第二項及び第三項
の規程はその強制力を失ふ。尙ほ斯かる場合に於ては公表は出來得る限り當該手段の實施と同時に行はるべきものと
す。

第五條

相當多數の品目に影響を與ふる繼續的追加及び變更に依り關稅率を修正せる締約國は、容易に入手し得べき形式を以つて、總ての現行措置の結果賦課せられたる稅率全般に就いて完全なる發表をなすべきものとす。

右の目的の爲め輸出入の理由に依り稅關當局の課したる凡ての課稅は、これが關稅なるか附加稅なるか、消費稅又は流通稅なるか、商品取扱に關する又は同種の稅なるか、或是一般にその他すべての稅なるかを嚴密に發表すべし。但し、右の義務は國家に依り稅關を通じて商品を取扱ふ爲め輸出入品に賦課せらるべき稅額のみに限らるべきものとす。

商品に賦課せらるべき課稅が斯くして明瞭に發表せらるべき時は、消費稅及び國家に依り稅關を通じて商品を取扱はんが爲め賦課せらるべき他の課稅の場合、例外的措置として輸入國の商品が斯かる課稅より免除せらるべきか或は一部のみに課せらるべきとの事實に依り、外國商品が特別稅を課せらるべきや否やも明白に定むるを要す。

締約國は、貿易業者に對し關稅、特に凡ての商品の賦課せらるべき稅額に就いての公報入手を確保するに必要な措置を執るべきことを約す。

第六條

締約國並びに締約國々民をして、彼等の貿易に影響を與ふべき第四條及び第五條に述べられたる凡ゆる措置を能み限り速かに知らしめるが爲め、各締約國は他の凡ての國の外交代表者若しくは右の目的の爲めその領土内に居住する他の代表者に對し、該條に關し發表せられたる總ての布告を通告せんことを約す。斯かる通告は正副二通を以て、布告が行はるゝと同時になされ、外交官又はその他の代表者の居らざる場合は、この目的の爲め定められたる手段を通じ關係國に通告せらるべきものとす。

(1) 動植病疫問題

- 1 分科會は左の如き見解を有す。
 - (1) 多數國政府の意見並びに國際聯盟總會の決議に從ひ、能く限り速かに凡ての關係輸出入國を含む國際外交官會議を開催し、これが事業の基礎として家畜傳染病の驅除、動物、肉類及び其の他動物生産品の輸送並びに肉類以外の動物生産品の輸出入に關する三個の國際條約案を用ひ、且つ右會議の期日を次回會合に於て決定すべきことを國際聯盟理事會に要請せんとする凡ての會議參加國の要望を確言せる決議を採擇すべきこと。
 - (2) 國際聯盟經濟委員會に對し、特別專門家團體の協力を得、且つ在ローマ萬國農事協會の決定(一九二八年)及び冷凍國際協會(Institut International du Froid)の決定(一九三一年)を考慮し、生肉、貯藏肉若しくは精製肉の輸出入に關する全問題を審議すべきことを委嘱するの望ましきこと。
 - (3) 家畜の輸出入に關する病疫事業は家畜檢閲手段に關する專門家小委員會一般報告書を基礎として續行せらるべきこと、並びに家畜貿易統制を改善し又出來得べくんば右に關する國際協定に到達せんが爲め、原則を制定する目的を以つて必要なる補足的研究を開始すべきこと。

1- (イ) 分科會是在ローマ萬國農事協會に對し左の如き要請をなすを望ましきと思考する。

國際聯盟經濟委員會の協力の下に、植物及びその他蔬菜の輸出入管理中に含まるべき科學的並びに技術的問題を研究すべきこと。

右の目的の爲め輸出諸國並びに輸入諸國を代表する特に權威ある専門家の助力を得ること。

最後に研究中に作成せる、實施さるべき規則起草の際指針となるべき一般原則を諸政府に提出し、考慮を求むること。

(ロ) 分科會は在ローマ萬國農事協會に對し、コロア病害防止手段に特別の注意を拂ひ、右に關する研究、殊に出来得べくんば斯かる病害の蔓延せる實地に於ける研究を促進すべきことを要請するを有效なりと思考す。

二 分科會は會議に出席せる諸政府が次の如きことを行ふ用意ある旨を聲明するを望ましと思惟する。(註)

(1) 家畜、動物又は植物性農產品の國際貿易に於ける新規なる衛生管理手段を適用する前に、何時にも可能なる場合は關係國諸政府と協議すべきこと。

(11) 利害關係を有する政府の要請に應じ何時にも現行手段の管理に關し審議を行ふべきこと。

(註) ドイツ代表部は、三中に列挙せられた原則採擇の望ましい事は是認するも、集合條約及び二國間協定の何れに依つても動物及び植物傳染病に對し何等恒久的且つ満足なる手段が保障せられない限りは一般にこれ等原則に同意し得ざる旨を證明した。

(III) 原產地標記

輸入商品に原產地標を付すべきことを規定せる手段の増大することは多くの不滿を醸すに至つた。故に國際聯盟經濟委員會は一九三一年四月専門家小委員會を設け、その後、能く限り斯かる不滿の根據を除去せんとする報告書並びに決議 (document C. 427. M. 177. 1931. II. B.) を提出した。右報告書並びに決議は理事會に依り承認せら

れ、右の承諾に對する勸告を載せて總ての聯盟國に通告された。

その後専門家準備委員會は原產地標記の問題を會議議題草案 (document C. 48. M. 18. 1933. II. page 26) 中に包含した。本問題はベルギー、オランダ及びチヨロスロヴァキア代表部の賛成を得たるドイツ代表部提案に依り直接第三B分科會に提起された (document Conf. M. E./C. E. 18)。右の提案の主要なる目的は次の三點にありた。即ち新規規程を設ける協定を意味する休日、現行規程の緩和、原產地標記に關する法律の漸次的廢止是である。審議を容易ならしむる爲め事務局は本問題に關する調書を作成したが (document Conf. M. E./C. E. 27)、これは數ヶ國代表部の要請に依り委員會に依つて配布された。

この最終調書は一九三三年六月二十七日設立せられたる起草委員會の事業の基礎として用ひられた。右委員會はシユーテンス氏 (ベルギー) 議長の下にドイツ、英國、フランス、オランダ及び米國代表部より成つてゐる。右委員會の任務は協定案を用意するに在つた。委員會はその事業續行中、ドイツ代表部の賛成を得たるベルギー及びオランダ代表部よりの提案を受理した。右の本質的效果は、締約國の義務を含める協定案中に前述の國際聯盟經濟委員會の報告結論を收めんとする事であつた。起草委員會に對しては更に英國、フランス及び米國代表部よりも提案が提出せられ、支那及び日本代表部よりの意見書 (document Conf. M. E./C. E. 76 及び Conf. M. E./C. E. 91) も同様整理した。

更にイタリー代表部よりも起草委員會に對し意見が提出せられた。

起草委員會は全會一致承認された案文を提出することは出來なかつたが、起草委員會は、原產地標記に關する法律並びに規則は貿易を阻害する程苦悶なものであつてはならぬことに意見一致し、且つ國際協定手段に依り本問題は格段の進展をなし得るものと思惟してゐる。

委員會は審議すべきであつた總ての問題に就き完全な協定に達することは出來なかつたが、若干の問題に關しては全會一致を得、他の問題の審議も今後更に協定に達し得べき希望が得られたのであつた。

起草委員會は、以上の考案が會議幹部會に對し原產地標記に關する事業の續行を適當な方法に於て確保すべきことを要請する充分なる論據を與ふるものであらうと思ふ。

委員會が協定に達せる諸點を参考までに掲ぐれば左の如くである。

(一) 原產地標記に關する法律及び規則適用の際は、諸國は或る外國とその他諸國の商品間に差別待遇をなさざるべきこと。

(二) 原產地標記に關する法律並びに規則は商品に損害を與ふべからざること。

(三) 商品に對する原產地標記に關する總ての規程は明白に公表せらるべきこと。出來得る限りに於て、何等かの新規方法が實施せらるべき場合は、關係國に對し適當の猶豫を與ふべきこと。

(四) 商品に對する原產地標記に就いての法律並びに規則適用に關する責任當局の措置に依り、損害を蒙つたと思惟せられる者は常に賠償訴訟手續をなし得べきこと。

(五) 原產國表示の爲めに單純なる統一品目實施の可能性に就き研究するの望ましきこと。

委員會は上記の原則を收むべき文言に就いては審議を行はなかつた。既述の如く諸種の草案が用意せられたが、これら等は聯盟事務局に委託され、將來の審議の基礎とされることがなつた。

他方次の諸點に關しては何等協定に達することが出來なかつた。

(一) 原產地標記を要すべき程度

或る諸國は原則として原產地標記は商品を販賣する場合にのみ必要なりとし、他の諸國は右は輸入に際して必要で

あると思惟した。

(二) 新規に原產地標記を定むべき必要が提起せられた場合執るべき手續

(三) 原產地標記に關する法律侵犯の場合の處罰

(四) 原產地標記に關する條約中の規程解釋に關する紛争の調整

(五) 原產地標記休日並びに現行諸手段の漸次的廢棄

(六) 或る種商品部門に關する原產地標記免除規程

然しながら、若干國代表部は原則に於て左の場合に於ける原產地標記免除に同意した。

(一) 中繼中の商品

(二) 保稅倉庫中の商品

(三) 商品見本

(四) 商品自體に標記を附加せられ、通例包裝せずに販賣せらるべき場合の包裝紙、又は通例包裝して販賣せられ且つ包裝紙が既に法律に從ひ原產地標記を附加せられた場合の商品自體

(五) 藝術品、貴重品若しくは破損し易き物品

(六) 輸入業者自身、その工場若しくは事業用として私用に用ひられ、販賣の目的に非ざる商品

(七) 荷造り材料、容器、絲巻粧、ボール紙、瓶、レツテル等、及び輸入國の生産品の荷造り、容器用、包裝用等にのみ用ひられる輸入品一般

(八) 工業用に用ひらるべき原料品、若しくは輸入國に於て製造せられ又は完成せらるべき原料品

起草委員會をして討議中表示された諸々の意見を纏め、將來の事業基礎を確立すべき報告書を作成せしめた。

追加（一）英國代表部の覺書

一 世界貿易に於ける恐慌の峻烈性は何人も知悉せる處であり、又、本會議的主要目的の一つ、世界貿易にかく慘ましき影響を及ぼせる關稅、輸入制限、爲替管理、補助金、その他類似の國際貿易に對する障壁を低減することに依つて世界貿易の流れを促進せしむるにある。

二 本分科會は「獎勵金並に直接及び間接補助金、特に船舶補助金」の項目の下に來る貿易障壁を取扱ふことになつてゐる。

三 この問題は貿易上の人爲的障礙の低減、及び撤廢の一般問題の一部であり、且つ英國代表部に依りこの觀點から考察されてゐるものである。本會議準備委員會に依り強調された商品及び勞務の交易に關し經濟的軍縮の缺く可からざる必要性は、少くともその他の勞務に對すると同様な重要性を以つて船舶に適用されるものである。人爲的狀態は若しこれが永續するならば世界貿易から最もも能力的且つ低廉な海洋輸送を奪ふものであるが、この狀態から國際貿易を解放することは本會議の一問題である。

四 船舶に對する直接及び間接補助金に關する限り、今日の狀態は曾て見ざる程悪化してゐる。

五 若干の數字は國際貿易の減退に對比して船舶の擴張を明かに示してゐる。一九一四年大戰の勃發に當つて世界の汽船及びモーター船（百噸以下の船舶はこれを除くも、米國五大湖上の船舶を含む）の總噸數は四千五百四十萬噸に上つてゐた。今日（過去二年間に於いて二百萬噸以上の減少があつたに拘らず）尙六千六百六十萬噸に上つてゐる。されば世界の船舶及びモーター船の噸數增加は二千百二十萬噸、即ち約四七%に上る。外國航路噸數の増加も（二千噸及びそれ以上の船舶）少くとも右と同じ位の大きさに上るであらう。世界貿易數量は、一九二九年に於いて數を配置且つ維持するものをいふのである。

七 一九二七年の世界經濟會議はその報告書に於てこの問題に以下の如く論及してゐる。

「直接若くは間接補助金」

戰役の數年間は諸國に於ける稅障壁の著しい擴大と共に國家補助金採用の傾向增大を齎した。これは世界をの増大等に依る能力増進を考慮外におくとしても、利用し得る噸數は、その需要に對して全然均衡を失してゐる。

六 これに關し船舶に對する國家補助金とは、國家の活動を俟つことなくしては行はれる或種郵便及び旅客のサード

ヴィスを維持することが國家にとつて必要である場合を意味してゐるのではない。世界貿易を妨ぐる補助金とは要するに、競争航路として、即ち、世界の海運國に依つて海運が競爭的に行はるゝ航路と云ひ得るものに於いて、噸數を配置且つ維持するものをいふのである。

會議は單なる姑息手段に過ぎざる直接若くは間接補助金の眞の性質について諸國政府の注意を喚起し、及び諸政府が能く限り右の手段に依頼せざらんことを希望するものである。

八 稲來、この點に於いて狀態は、世界貿易を阻礙するその他の要因と同様、改善されることなく益々惡化した。而

してかゝる獎勵金及び補助金を低減し且つ結局撤廃するため決定的且つ有效な努力が試みられなければ、一九二七年世界經濟會議の警告せる結果が、既に或程度起つてゐる如くに引續いて起るに違ひない。

九 國際貿易並に通商は、その發展のために達し得る最も能率的且つ最も低廉な海上輸送を必要とする。これは凡ゆる國旗の下にある船舶に對して開放され、且つ特定國の國旗の下にある船舶の利益を助長せんとする人爲策より解放されたるフレート・マーケットに於いて始めて確保することが可能である。

一〇 戰後は多年に亘り、國際大洋配船が概して個々の企業に任されてゐたので、海運諸國の一般政策はオーブン・フレート・マーケットを確保し得たのであつた。その結果はこの大發展期間に於いて大體國家收入に負擔を課すことなくして、世界の需要が充分に充たされたのである。

一一 戰爭以來、國際貿易に於いて他國の國旗の下にある船舶と競爭し及びこれに取つて代らんがため、一部若くは全部國家の費用を以つて船舶の建造及び運轉政策が汎く執られるやうになつた。これは經濟狀態の必要とせざる傾數を生み、且つ維持するものであつて、經濟的基礎に於けるフレート・マーケットの働きを不可能たらしめる傾向がある。世界貿易の減退に關聯して、これは凡ゆる國の造船業並に船舶所有業の利益に不幸な影響を與へた。輸送されるべき積荷量を超ゆる海上運搬力の膨大な剰餘はその一部の責をこの政策に歸すべきである。

一二 非經濟的な船舶補助金の影響は、若しこれが永續されるならば、最も能率的且つ最も低廉な海上輸送を國際貿易から失ふに至るであらう。何となれば、諸國の船主より指摘されて居る通り、個人企業は政府より莫大な補助を受くる船舶との競爭に於いて立行くことは不可能なるが故である。今日尚補助を與へてゐない諸國はその船舶を保護し若しくは補助金を採用せざるを得ないであらう。而してその結果は正常な經濟線に沿うて建造され、運轉される船舶に國家の船舶が取つて代ることとなり、又國際貿易にとつて多年間使用し來れる能率的且つ低廉な機械の喪失となるであらう。

失となるであらう。

一三 英國商業會議所聯合（Association of British Chamber of Commerce）、英國工業聯合（Federation of British Industries）及び船舶協會（Chamber of Shipping）より英國政府宛覺書に於いて左の如き意見が述べられてゐる。

「今日行はるゝ船舶に於ける國家の過度の干渉政策が今後尙續けらるゝならば、報復か、又は納稅者の負擔に依り及び繁榮の資源たるものを持へ難き負擔と化すことに依つて、船舶の世界的な補助金下附をなす以外に手段はないであらうと吾人は信する。かゝる状態は貿易及び通商よりその必要とする輸送便益を奪ふものであつて、無數の貿易障壁に依つて既に萎縮せる世界貿易を益々攪亂せしむるに違ない。

茲に於いて吾人は、船舶並に造船業に對する非經濟的な補助金下附の現今の政策を、廢止若くは少くとも制限せんとする本會議參加諸國間の協定は、本會議の最も緊急且つ根本的な問題の一であると思惟する。」

これはその他海運國に於ける關係諸機關が表明せる意見の反復である。

一四 補助金の惡影響は補助金下附をなす國を入れ、凡ゆる諸國に及ぶものである。即ち、補助金の影響は世界の貿易需要に照應することなくして現在順數を増加せしめるからである。過剩順數は凡ゆる船舶の運賃收入を減少せしめる。收入の減少は更に大なる補助金を要求する。順數の減少に於いての低率運賃が普通に騰貴することは妨げられる。かくして凡ゆる國家にとつて海運業に於ける甚しい損失となる。補助金採用國は非採用國と共に苦しんで居り、又補助金採用國は豫算に重壓を課し、且つその顧客を窮乏せしめるので恐らく一層苦しんでゐるであらう。

一五 補助金を給せざる海運國に及ぼす船舶補助の影響は、貿易バランスの維持を援け、且つそれら諸國をして輸入に對する支拂を可能たらしめるところの收入を得ることを阻止するのである。この收入資源の喪失は海運諸國の

輸入減退に一層の力を加へ、且つその債務履行の能力を殺ぐのみである。例へば、若し我々が大量の食料品及び原料品の輸入に俟たねばならないとすれば、我國に於いては現今の割合に於いてのみ人口を維持することが可能である。これらの輸入が輸出を以つて支拂はれなければならず、又我國の商品輸出を以つて輸入の支拂に宛てるには夫のみでは充分でないので、バランス調整の主要手段、即ち世界貿易に於ける英國船舶の使用縮減のために世界貿易は縮減してゐる。同様な事情は程度の差こそあれ、その他海運國に當嵌るのである。六月十四日に我藏相の述べたる如く、對外債權の支拂を期待しつゝある債權國は、これら債權の決済に當つて商品並に勞務を受諾しなければならぬ。されば外國船のサービスを拒否するは國際的債務の決済を妨げ、且つ國際貿易を制限するものである。世界貿易の流れが回復さるべきのならば、かかる制限の除去は全人の認むる必要事である。

一六 多數諸國が當事國となつてゐる通商航海條約の下では、船舶に對する極めて明確な國內待遇が定められてゐる。現形態に於ける船舶補助金は、一種の保護をなしてゐるが、これは現條約の制定當時には想像されなかつたものである。國旗差別待遇の舊時的方法は今日では實際には行はれてゐないが、然し競争航路に於ける補助金の授與は實際は船舶サービスのダンピングと考へられてゐるのであつて、これは條約の航海規定を價値ながらしめるものである。亦これは、河港條約の精神に反するものである。

一七 過去數年間の歴史は補助金政策の著しい擴大を示した。現方法の永續は、凡ゆる關係國に對する不幸なる結果を以つて世界船舶の非經濟的な状態を愈々激化するに役立つのみである。

一八 索ニ英國代表部は、會議の目的に従ひ、——即ち商品及び勞務の交易に關する經濟的軍縮、及び國際貿易に對する人爲的障壁並に障碍の縮減に依る國際貿易の増大——本分科會が船舶補助金に關し左の方針の上に協定に達すべき努力をなすことを提案する。

(一) 競争航路に於ける船舶の建造、若くはその維持の爲めの國家補助金は非經濟的であり、他の諸國の同様な補助金下附及び船舶に關する保護手段を齊らすに過ぎないとあって、これは、從來行はれた經濟的且つ能率的な海上輸送を世界貿易より喪失し、世界フリート・マーケットを攪亂し、國內豫算の負擔を重加し、且つ輸入及び借入金に對する海運國の支拂能力を減殺するものである。

(二) されば、關係國は競争航路に於ける造船業及び船舶運轉に對する國家の補助を可及的速かに縮減し、且つ究極に於いて撤廢すべきである。

追加 (11) 一九三三年七月五日に於ける米國代表フレッド・ケイ・

ニールセン氏 (Mr. Fred. K. Nielsen) の批評概要

英國代表の興味ある覺書朗讀を全員欣んで拜聾したことゝ信ずる。右代表に依ればコツピーが我々に配布せらるゝ由であるが、予はその上で回答をなすであらう。

予は、國際的取極めに關しては基本的原則を有してゐる。予の意見に依れば、國際的行動、即ち、決議、聲明若くは規約に關しては、確實性が存するところが最も重要である。一般的な意味で、若くは漠然たる意味で、國際的取極に入る問題、若くは國際的問題とするが必要なる問題を取扱ふに當つては、國際的困難を倍加するの危険がある。

「非經濟的補助金」(uneconomic subsidies) として言及されてゐるが、予は、非經濟的補助金を非難する決議若くは規約の解釋に關しては可成の意見の相違が起るであらうと考へる。予の記憶する處に依れば、議長はかかる補助金を「不自然なる援助」(unnatural assistance) の一形態と定義してゐられる。我々が定義された語句よりも更に簡潔なものとの定義を解するにしても、不自然なる援助の禁止若くは非難の意味に關しては、尙可成の意見の相違がある。

があるであらうと考へる。予の記憶によれば、少しさきに述べられたる非合法的な「過度の國家主義的政策」の或種の形態に關しても右と同じ事が云ひ得ると思ふ。

小委員會に提出されたる提案の或ものは、興味ある若干の一般聲明を包含してゐる。予はその詳細に亘り審議する必要はないと思ふ。然しながら、行はれた審議中に於いて予がそれらに言及しなかつたといふ事實より、提案中に述べられてゐる凡ゆることに同意するものであると推斷されはならぬ。

ノールウェイ及びオランダの提案に於いて、専門家準備委員會の結論に關し、即ち「非經濟的政策たる政府補助金が永續される限り、船舶工業の健全なる狀態への復歸は不可能である」とことに關し賛意が表明せられてゐる。疑もなく、何が「非經濟的な政策」(uneconomic policy)なるかに關しては、可成の意見の相違が存するであらう。

右の提案中、(三)項に於いては、「世界の噸數と運輸量間の悲じむべき均衡の喪失」に言及されており、これは、「専門家が會議の注意を喚起してゐるところの『過度の干渉』政策に依り齎されたもの」とされてゐる。これは「過度の干渉」と名付けらるゝものゝ影響に關する總括的結論である。若し船舶の國際運輸の缺如が、無數の現象——その中の或ものについては會議が審議することになつてゐるが——に因るよりも寧ろ過度の干渉に歸因せしむべきものならば、會議に上提さるゝものは船舶の補助金問題以外には何物もないといふことになるであらう。

この事態を假定せる上、(三)項に於いて、全體としての國際海運制度が競争制である限り、或條件の下で最終に執らるゝ手段は凡ゆる國旗に對し更に一層の補助金交付となるに違ひないといふ結論を述べてゐる。これは未だかゝる事態は起らないが、これに關する興味ある推論である。それは假令諸國が商船を維持するためには補助金を給付しなければならないとしても、尙ほ諸國は商船を維持しやうとするであらうといふ趣旨の宣言であると思はれる。又他方フランス代表部の提案中には「噸數及び速力の不斷の競爭激化並に危險極まる運賃戰爭の形態を執つて諸國國旗間の

破壊的且つ無用の鬭争を惹起してゐる」と云はれてゐる。

予は、供給さるゝサーヴイスの總量が大きければ大きい程競争が激烈になるのは凡ゆる活動分野に於ける一般原則であると考へる。されば予は、若し噸數が増加すれば、船主側が何等かの方法でサーヴイスの割合を統制する手段を講じない限り、競争は比例的に激化すると考へざるを得ない。

次に所謂「國旗差別待遇」(Flag discriminations)と稱せらるゝものに言及された。英國代表は若干條約の規定について述べた。英國代表はその審議された條件を充たすにはそれら規定が不充分であるといふ見解を表示せられたと予は解する。從前米國政府は所謂通商條約を他國との間に多數締結した。これらの條約は形態と内容に於いては勿論異つてゐるが、その積荷に對する差別税の賦課を以つて船舶に對して差別せん事を防止せんとする規定を包含してゐる。從つて、この問題に關しては、各外國商船は米國船舶並にその他凡ゆる諸國の船舶と平等なる條件の下に米國の港に入つて來るのである。米國船に對し差別待遇をなさざる諸國の船舶に對しては何等の差別待遇をも設けてゐない。これらの條約は價值大なる協定と見られて來た。

米國政府はその他の點に於いてもその船舶に對する平等を獲得せんことを期してゐる。こゝでは米國政府の用ひたる方策に對して特に批評せんとするものではない。一九二八年米國議會に依り制定せられたる法令の前文に於いて、「國內防衛及びその對外立に國內商業の適正なる成長のために米國が最上の設備並に最適の船型を有する商船を持つことが必要である」と宣言されてゐる。その法令は一九二〇年實施せられた法律の初の項に表明せられたる政策を再確認してゐる。

右の法令の施行に當つては、議會は既述せる特定目的達成のため、米國船舶の建造並に運轉費用と外國船に於けるかかる費用の均等化を念頭に置いた。かくして始めて米國船舶は積荷並に旅客の雙方に對して他の海運國と實質的に

均等なる條件の下にあると考へられる。共和國の往時にあつては、その船舶は隆盛を極めたがやがて衰微し來たつた。予は茲で、我國が戰争中若くは局外中立中、及び他國の交戦中に米國通商に對し不幸なる影響を及ぼしたところの歴史的諸力を討議せんとするものではない。米國は商船を持つ積りである。米國はその船舶に對し均等なる條件を欲するのみであつて夫以上を要望するものではない。

5 公共事業

會議々長宛經濟委員會議長の書翰

通貨經濟會議議長 ラムゼイ・マクドナルド閣下

一九三三年七月十四日

公共事業問題審議のため昨日會合せる經濟委員會は、通貨財政委員會が未だこの問題の審議をなし得ざる爲め、小委員會を任命するの機会にあらざることを通告する。因つて經濟委員會は、公共事業問題並にその他失業縮減策を研究すべき小委員會を任命することを會議幹部會に勧告するに決した。この小委員會は幹部會の前決議に因つて經濟並に通貨財政兩委員會の代表を包括すべしとされてゐるが、幹部會の採擇せる決議に従ひ、該問題の經濟的及び社會的並に財政的方面に正當なる顧慮を拂ひたる上構成さるべきものと考へる。右小委員會は幹部會が招集可能と思惟せる時機に可及的速かに招集さるべきであらう。

經濟委員會議長 エツチ・コライン

6 コーデル・ハル氏（米國）の經濟委員會議長宛通告

會議は、その事業的主要部分は未だ未完成ながら、今や休會に入つた。この休會中及び休會後に於いて、關係諸政府が、外交的若くはその他徑路を通じて、會議招集の目的たる根本目的の究極的達成を目指せる實際的な提案を發表

することが望ましい。予は茲に調書を發表するが、これについては、他の筋より發せらるゝことあるべき同様な性質を有するその他のものと共に、會議の事業繼續を企圖するの義務ある諸賢の注意を喚起したいと望むものである。

この調書は國際貿易の制限策に對する休日延長のため行ひ得べき協定の大綱を收めたものである。この休日協定は會議の休日——これは會議休會中加入國間に效力を有するものと承知してゐるが——が終を告げた時に效力發生すべきものであると考へる。この延長休日は現存障壁を低減せしむる一般目的の達成のため更に長期の期間を通じて行はれるであらう。提議せられた條件は會議の休日條件よりも更に精確なものである。その他政府は提案せられたる留保並に除外例の宏大なリストの外に自國の國內的要要求に依つて更に諸點を加へるの必要を恐らく感ずることであらう。休日繼續は、政府一般政策が別個の方向に向けられてゐる時にあつても、起ることるべき明白且つ非常緊急なる場合に於ける新たなる障壁をも制限するに役立つであらう。

この調書に於いては、米國政府が、期待される國內回復計畫の成功に緊急と思はるゝ新たな制限を課すに先立ち、

注目に價する精密なる吟味の必要を指示してゐることが見られるであらう。米國の政策は大體に於いて國際通商をこの計畫の本來の目標に能ふ限り一致せしめんとするであらう。

この調書は更に又、二國間及び實際的な多邊的協定の獎勵に依る現存障壁低減の即時着手を唱道してゐる。それは必ずしも右措置の條件に關し協定の法的形態を持たせようとするものではない。これについて生ずる困難は政府間の審議を必要とする。然しそれは或程度の精确さを以つて、必要たるべき除外例及び留保を限定せんとするものである。

又この調書は、通商條約商議に於いて生ずるその他問題、例へば、最惠國條款の精神及び貿易障壁を低下せしめんとする協定を容易ならしめんが爲、諸政府の認むることあるべき右精神よりの特別除外例に對する米國の現今の態度

を示してゐる。

これらの提案は究極に於いて、現存貿易障壁を除去せんとする長期のプランに對し有益な寄與をなすであらうと信ずる。それらは限界を有してをり、且つ不完全ではあるが、實際上のこれが受諾は國際通商の回復への重要な進歩を印するものであると予は信する。

米國政府は將來行はるべき審議に當つて、細部に於いてはその態度を變改するの自由を留保する。他の諸政府が、この問題を取上げるに當つては自國國內状勢の命するまゝに、多少の異論を有し、又、現形に修正並に追加が加へらるべき必要を見出すに疑はない。然しながら、諸政府がその國內利益と要求に調整することを得、且つ全てが同意する一般目的の達成手段を案出し得ることを希望する。

ローデル・ハル

追加 會議休會中及び休會後に於いて通商政策に關するプログラムの 發展を期せる米國の提議

通貨經濟會議に代表者を送れる諸政府は、經濟的對立を排除し、且つ相互に有利なる商品の交易を通じて全般的經濟改善のため協力するの望ましきを以つて、最初は新障壁設定を差控ふる消極的方法を以つて、ついで現存障壁の漸進的低減なる積極的方法を以つて協定に達せんことを期した。

第一節

このプログラムを實行する第一段階として、措置を執るに最も適當なる時機に達するや左の大綱に従ひ協定に達すべく努力をなすことにして決せられた。

參加諸政府は國際通商の流れに對する直接若くは間接の新たな障壁を導入せざることに同意する。この場合かゝ

る障碍が新立法に於いて具現さるゝと、現行立法の下に行政若くは執行力の行使に依つて實施さるゝとはこれを問ふ處ではない。新障壁に對するこの休日は參加諸國間に於いては效力を生ずべきものであるが、然し條約の義務に従ひ非參加國政府に對しては參加政府を拘束はしないであらる。

右協定には左の留保並に除外例が附されるであらう。

(イ) 公共の安全、衛生、動植物保護、道德等のための現行條約（一九二七年ジュネーヴ條約第四條に列舉せるもの及び調書 Conf. M. E. / C. E. 24 に再録せるもの、並に囚人若くは強制労働の生産品を排除するための條約）に於いて一般に認められたる除外例。

(ロ) 國產競争品に課せらるゝ國內消費税を單に相殺するため輸入競争品に課せらるゝ關稅若くは租稅。

(ハ) 天然產品の生産並に販賣の統制のための多邊的協定に關聯して適用さるゝ關稅、割當若くはその他形態の取極め、但しかゝる協定が一般の認むる精神に一致せる場合に限る。

(ニ) 國内消費用よりは廉價を以つて輸出用として販賣されてをり、若くは政府或はその他の獎勵金に依つて特惠を受けてゐるとこふ嚴密な意味に於いて「ダンピング」されたと見らるゝ商品に課せられる附加稅（かかる附加稅は價格間の開きに、及び確知し得るだけの獎勵金の額に限定されてゐるが故に）。

(ホ) 均等待遇に同意せざる特定國の商品に課せらるゝ附加稅。

(ヘ) 費用及び價格の上騰となつて現はれた——貨銀引上げ、時間短縮及び勞働條件の改善に依る——緊急的性質を帶びる政府措置に依つて必要とさるゝ新關稅、若くは附加稅、若くは制限。

上記の事情の下に認められた新關稅、附加稅若くは制限は特定商品の輸入の過剩流入を防止するためのみ課せらるべきである。（註）それらは緊急に應ずるだけに止めねばならず、又緊急時の期間のみ效力を有すべきものである。

それらは右により影響を受くる商品の外國貿易を豫め決定した期間の水準以下に減少せしむることなるべく、又豫め定めたる期間の水準以上に激しい輸入増加を防止するためのみ用ひらるべきものである。それらは又本休日參加國の關係生産品の貿易に對して差別を設くるが如き方法に於いて課せられ若くは適用されることがあつてはならぬ。

註 審議の實際的基礎として措置については次の限定が考へられる。

「上記の事情の下に許されたる新關稅、附加稅或は制限は二ヶ月の期間（例へば）推定國間消費の5%（例へば）を超えない限り、及び輸入が一九三〇年、三一年及び三二年の三ヶ年に亘り、同じ月の平均輸入を次の割合に於いて超えない限り、如何なる商品に對しても課せられてはならぬ。

「(一) 二ヶ月間の輸入が國內消費の20%（例へば）を超ゆるか、若くば一九三〇年前の正常年度よりも實質的に國內消費の一層大なる部分を占むる商品の場合には少くとも10%（例へば）。

(II) 二ヶ月間の輸入が國內消費の10%（例へば）を超ゆるもの10%を超える商品の場合には少くとも15%（例へば）。

(III) 二ヶ月間の輸入が國內消費の一〇%（例へば）を超える商品の場合には少くとも50%（例へば）。

この留保中に與へられた權利の行使前に、特定商品の輸入を供給しつゝある主要外國に對し豫告を與へ、及びかかる關稅若くは制限に關じかゝる政府の意見を表明する正當な機會を與ふべきである。各政府はかかる協議が満足な結果に達しなかつた場合には、この安全保障規定を利用する國の生産品に關して協定を破棄する權利を有してゐるからである。

この協定は凡ゆる諸國の加入に對して開放されるであらう。而して世界國際貿易の50%（例へば）を表はす諸政府に依つて受認されたる時に效力を發生するであらう。その持續期間は未確定であるが、效力發生後一ヶ年にして一ヶ月の豫告を以つて破棄の通告をなし得るであらう。

第二節

禁止若くは制限の撤廢のため及び關稅率引下げのために二國間（若くば多邊的）商議を開始することに即時決定され、及びそれらに於いて、かかる條約に於けるその目的は基礎的な貿易障壁の實質的低下であり、單に一時的且つ變態的制限竝に馳引の目的のために課せられる增加の撤廢のみに非ざることが宣言せられる。

その政策を樹立し、且つ協定の下にその義務を遂行するに當つて、各國政府は極めて明白に經濟的根據を缺ける制限を除去し、且つ稅率引下げのために最初の且つ最大の努力を向くべきである。特に、

(イ) 今日完全に若くは殆んど完全に外國競争を驅逐せるもの、例へば特定商品の輸入を該商品の國內消費の5%以下に迄制限せるが如き關稅若くは制限。

(ロ) 一九二九年以後國內消費に對比してその輸入が實質的に縮減せられた商品に課せらるゝ關稅若くは制限。

(ハ) 保護商品の實際的な國內生産を齎らすことなく、可成の期間に亘り實施されゐる保護關稅若くは制限（例へば當該商品國內消費の一五%まで）。

かかる協定はそれらに於いて無條件且つ無制限の形態にある最惠國條款の精神を——輸入稅のみに限らず、輸入稅制の凡ゆる形態竝に方法に適用さるべき——具體化すべきであるが、これには過去に於いて認められたる若くは一般的承認を得ることあるべき制限的或は暫定的除外例を認むることを條件とする。

かかる協定は締約國に直接利益を供する一方、全體としての世界貿易に不利益な反作用を及ぼす差別的特質を帶びるものであつてはならぬ。

輸入制限のため割當制度若くはその他制度を使用する權限に關し、最惠國條款の精神は、當該商品の輸入を供給しつゝある諸國、即ち輸出國の自然の競爭的相互位置を能く限り擾亂せしめざるやう、かかる制度を適用することを命じる。

する旨、諸國政府は宣言する。

參加國政府は多邊的協定の下に於いてなされたる關稅率若くは輸入制限の縮減を均等原則を以つて、非參加國に一般化する必要なきことの精神の一一般的受認を強調する。蓋し右の多邊的協定に於いては參加諸國の利益となるが如き貿易分野全般の經濟的強化を齎らす相當の約束が與へられてゐるからである。但し右協定は次の如き要件を備ふべきこと。即ち、

(イ) 廣大な貿易地域を含むべきこと。

(ロ) 關稅率の割一的比率に依り、若くはその他均しく廣汎な適用の可能なる形式に依つて行はるゝ低減を要求すべきこと。

(ハ) 凡ゆる諸國の加入に對して公開さるべきこと。

(ニ) 事實上規定されたる讓歩をなせる凡ゆる諸國に對し低減の利益を與ふべきこと。及び

(ホ) この多邊的協定加入國が多邊的協定の期間中、右協定の非加入國よりの輸入に對し、實際に關稅障壁を引上げなかつた場合、この利益を諸國に均霑せしめる。

第三節 戰後經濟破綻時代に於ける本邦貿易情勢

第一款 總 說

昭和四年世界恐慌勃發より昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發に至る迄に於ける本邦貿易狀況を觀察するに、之を三時期に區別することが出来る。第一期は昭和四年より倫敦通貨經濟會議の決裂せる昭和八年末迄とし、第二期は迄である。次に参考の爲め本時代中本邦内閣表を掲ぐ。

第十一表 戰後經濟破綻時代本邦内閣表

備考 人名左側括弧内は就任日とす。

總 理	外 務	大 藏	農 林	商 工	備 考
(民政黨) 〔政友會〕 〔六・一・二・一・三〕 〔同〕 〔六・四・一・四〕 〔七・五・二・六〕 〔九・七・八〕 〔九・七・八〕	實 賢 〔芳澤謙吉〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕	幣原喜重郎 〔井上準之助〕 〔山本悌二郎〕 〔前田米藏〕 〔中島久萬治吉〕 〔松本繁吉〕 〔小川崎卓吉〕 〔小川崎卓吉〕	高橋 是清 〔町田忠治〕 〔俵孫一〕 〔第五十七議會解散〕 〔第七十二〕 〔第五十二〕 〔第六十議會解散〕 〔第六十八議會解散〕	高 橋 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕	同 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕
〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕	〔有田弘毅〕 〔佐藤尚武〕 〔林銑十郎〕 〔林銑十郎〕 〔佐藤尚武〕 〔結城豊太郎〕 〔伍堂卓雄〕 〔伍堂卓雄〕	〔馬場鎌一〕 〔島田俊雄〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕	〔山崎達之助〕 〔町田忠治〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕	〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕	備考 人名左側括弧内は就任日とす。
〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕	〔岡田啓介〕 〔岡田啓介〕 〔岡田啓介〕 〔岡田啓介〕 〔岡田啓介〕 〔岡田啓介〕 〔岡田啓介〕 〔岡田啓介〕	〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕 〔高橋是清〕	〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕 〔山崎達之助〕	〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕 〔同〕	備考 人名左側括弧内は就任日とす。

昭和九年より支那事變發生を見たる昭和十二年末迄、第三期は昭和十三年より大東亞戰爭勃發を見たる昭和十六年末迄である。次に参考の爲め本時代中本邦内閣表を掲ぐ。